指定障害福祉サービス事業所自主点検表

（令和５年度版）

【計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援】

サービス種別（○を付けて下さい）		計画相談支援	指定年月日	
		障害児相談支援	指定年月日	
		地域定着支援	指定年月日	
		地域移行支援	指定年月日	
事業者(法人)名称				
事業所	名　称			
	番　号			
	所在地	〒		
	電　話			
	メール			
点検者　職・氏名				
点検年月日		年　　月　　日		

問い合わせ	越谷市　福祉部　福祉総務課 （電話）048-963-9224 （E-mail）fukushisomu@city.koshigaya.lg.jp

自主点検表の作成について

適切なサービスを提供するためには、事業者・事業所が自主的に事業所の体制（人員・設備・運営）やサービスについて、法令の基準や、関係通知等に適合しているか、その他の不適当な点がないか、常に確認し、必要な改善措置を講じ、サービスの向上に努めることが大切です。

そこで、市では、指定障害福祉サービスについて、法令、関係通知及び国が示した指定障害福祉サービス事業者等指導指針のうちの主眼事項・点検のポイントを基に、自主点検表を作成しました。

各事業者・事業所におかれては、法令等の遵守とさらなるサービスの向上の取組みに、この自主点検表を活用し、毎年度定期的な点検を実施してください。

■自主点検表の見方

各項目に事業種別を略称で記載していますので、該当する項目について記入してください。

※　事業種別の略称

共通・・・全事業共通　　計画・・・計画相談支援事業　　障がい児・・・障害児相談支援事業

地域移行･･･地域移行支援事業　　地域定着・・・地域定着支援事業

■この自主点検表の根拠法令の略称

略　称	名　　称
法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 （平成17年11月7日法律第123号）（障害者総合支援法）
児福法	児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
施行規則	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 （平成 18 年 2 月 28 日厚生労働省令第 19 号）
児福施行規則	児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生労働省令第 11 号）
計画基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 28 号）
計画基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
地域基準	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 27 号）
地域基準解釈通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障がい児基準	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 （平成 24 年 3 月 13 日厚生労働省令第 29 号）
障がい児基準解釈通知	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について （平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
計画報酬告示	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 125 号）
地域報酬告示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 124 号）
報酬留意事項通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
障がい児報酬告	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

示	（平成 24 年厚生労働省告示第 126 号）
報酬留意事項通知（児童）	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に伴う実施上の留意事項について （平成 24 年 3 月 30 日障発第 0330 号厚生労働省社会･援護局障害保健福祉部長通知）

指定障害福祉サービス事業所自主点検表　目次

項目	内容	ページ
第１　基本方針		
1-1	基本方針　計画	8
1-2	基本方針　地域移行	8
1-3	基本方針　地域定着	9
1-4	基本方針　障がい児	9
第２　人員に関する基準		
2-1	従業者　計画　障がい児	10
2-2	従業者　地域移行　地域定着	11
3	管理者　共通	11
4	従たる事業所を設置する場合における特例　計画　障がい児	12
第３　運営に関する基準		
5	内容及び手続きの説明及び同意　共通	12
6	契約内容の報告等　共通	13
7	提供拒否の禁止　共通	14
8	サービス提供困難時の対応　共通	14
9-1	受給資格の確認　計画	14
9-2	受給資格の確認　地域移行　地域定着	14
9-3	受給資格の確認　障がい児	14
10-1	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助　計画　障がい児	15
10-2	支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助　地域移行　地域定着	15
11	身分を証する書類の携行　共通	15
12	計画相談支援給付費の額等の受領　共通	15
13	利用者負担額に係る管理　計画　障がい児	15
14	計画相談支援給付費の額に係る通知等　共通	15
15-1	具体的取扱方針　計画　障がい児	16
15-2	具体的取扱方針　地域移行	19
15-3	具体的取扱方針　地域定着	19
16	サービス等利用計画等の書類の交付　計画　障がい児	20
17	利用者に関する市町村への通知　共通	20
18	管理者の責務　共通	20
19	運営規程　共通	20
20	勤務体制の確保等　共通	21
21	業務継続計画の策定等　共通	23
22	設備及び備品等　共通	24
23	衛生管理等　共通	24
24	掲示等　共通	26
25	秘密保持等　共通	26
26	広告　計画　障がい児	27
27-1	障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止　計画　障がい児	27
27-2	利益供与等の禁止　地域移行　地域定着	27

項目	内容	ページ
28	苦情解決　共通	28
29	事故発生時の対応　共通	29
30	虐待の防止　共通	30
31	会計の区分　共通	31
32	記録の整備　共通	31
33	電磁的記録等　共通	32
34	連絡調整に対する協力　地域移行　地域定着	33
35	心身の状況等の把握　地域移行　地域定着	33
36	障害福祉サービス事業者等との連携等　地域移行　地域定着	34
37	サービスの提供の記録　地域移行　地域定着	34
38	利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等　地域移行　地域定着	34
39	地域移行支援計画の作成等　地域移行	34
40	地域における生活に移行するための活動に関する支援　地域移行	35
41	障害福祉サービスの体験的な利用支援　地域移行	35
42	体験的な宿泊支援　地域移行	35
43	関係機関との連絡調整等　地域移行	36
44	情報の提供等　地域移行　地域定着	36
45	地域定着支援台帳の作成等　地域定着	36
46	常時の連絡体制の確保等　地域定着	36
47	緊急の事態における支援等　地域定着	36
第４　業務管理体制の整備		
48	業務管理体制の整備　共通	37
第５－１　計画相談支援給付費の算定及び取扱い		
49	基本的事項　計画	38
50	サービス利用支援費　計画	38
51	継続サービス利用支援費　計画	39
52	居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算　計画	45
53	特別地域加算　計画	45
54	利用者負担上限額管理加算　計画	46
55	初回加算　計画	46
56	主任相談支援専門員配置加算　計画	47
57	入院時情報連携加算　計画	47
58	退院・退所加算　計画	48
59	居宅介護支援事業所等連携加算　計画	49
60	医療・保育・教育機関等連携加算　計画	51
61	集中支援加算　計画	51
62	サービス担当者会議実施加算　計画	52
63	サービス提供時モニタリング加算　計画	53
64	行動障害支援体制加算　計画	53
65	要医療児者支援体制加算　計画	54

項目	内容	ページ
66	精神障害者支援体制加算　計画	54
67	ピアサポート体制加算　計画	55
68	地域生活支援拠点等相談強化加算　計画	57
69	地域体制強化共同支援加算　計画	58
第５－２　地域相談支援給付費の算定及び取扱い		
70	基本的事項　地域移行　地域定着	59
71	地域移行支援サービス費　地域移行	59
72	特別地域加算　地域移行	60
73	ピアサポート体制加算　地域移行	60
74	初回加算　地域移行	62
75	集中支援加算　地域移行	63
76	退院・退所月加算　地域移行	63
77	障害福祉サービスの体験利用加算　地域移行	63
78	体験宿泊加算　地域移行	64
79	居住支援連携体制加算　地域移行	65
80	地域居住支援体制強化推進加算　地域移行	66
81	地域定着支援サービス費　地域定着	66
82	緊急時支援費　地域定着	66
83	特別地域加算　地域定着	67
84	ピアサポート体制加算　地域定着	67
85	日常生活支援情報提供加算　地域定着	69
86	居住支援連携体制加算　地域定着	70
87	地域居住支援体制強化推進加算　地域定着	70
第５－３　障害児相談支援給付費の算定及び取扱い		
88	基本的事項　障がい児	71
89	障害児支援利用援助費　障がい児	71
90	継続障害児支援利用援助費　障がい児	72
91	特別地域加算　障がい児	77
92	利用者負担上限額管理加算　障がい児	77
93	初回加算　障がい児	77
94	主任相談支援専門員配置加算　障がい児	78
95	入院時情報連携加算　障がい児	79
96	退院・退所加算　障がい児	79
97	保育・教育等移行支援加算　障がい児	80
98	医療・保育・教育機関等連携加算　障がい児	82
99	集中支援加算　障がい児	82
100	サービス担当者会議実施加算　障がい児	83
101	サービス提供時モニタリング加算　障がい児	84
102	行動障害支援体制加算　障がい児	84

項目	内容	ページ
103	要医療児者支援体制加算　障がい児	84
104	精神障害者支援体制加算　障がい児	85
105	ピアサポート体制加算　障がい児	86
106	地域生活支援拠点等相談強化加算　障がい児	88
107	地域体制強化共同支援加算　障がい児	88

項目	点検のポイント	点検	根拠
第１　基本方針			
1－1 基本方針 ★ 計画	(1)　事業は、利用者又は障がい児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って行っていますか。 ※　計画相談支援とは、「サービス利用支援」及び「継続サービス利用支援」をいい、 ①　「サービス利用支援」とは、サービスの申請等に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案してサービス等利用計画案を作成し、サービスに対する支給決定等が行われた後に、障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成することをいいます。 ②　「継続サービス利用支援」とは、継続してサービスを適切に利用することができるよう、当該サービスの利用状況を検証し、サービス等利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は支給決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第１項 法第５条第 22 項・第 23 項
	(2)　利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第２項
	(3)　利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第３項
	(4)　利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第４項
	(5)　市町村、障害福祉サービス事業を行う者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第５項
	(6)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第６項
	(7)　利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第７項
	(8)　指定計画相談の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第２条第８項
1－2 基本方針 ★ 地域移行	(1)　地域移行支援の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的に行っていますか。 ※　地域移行支援とは、障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものにつき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を行うものをいいます。	□いる □いない □該当なし	地域基準第２条第１項 法第５条第 20 項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(2)　利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第2条第2項
	(3)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第2条第3項
	(4)　利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第2条第4項
1－3 基本方針 ★ 地域定着	(1)　地域定着支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、当該利用者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その 他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に、相談その他の必要な支援が、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者の意向、適性、障がいの特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、適切に行っていますか。 ※　地域定着支援とは、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該障がい者の家族等による緊急時の支援が見込めない状況において生活する障がい者につき、当該障がい者との常時の連絡体制を確保し、当該障がい者に対し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を行うものをいいます。	□いる □いない □該当なし	地域基準第39条1項 法第5条第21項
	(2)　利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立って行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第39条第2項
	(3)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第39条第3項
	(4)　利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第39条第4項
1－4 基本方針 ★ 障がい児	(1)　障害児相談支援の事業は、障がい児又は障がい児の保護者（以下「障がい児等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に当該障がい児等の立場に立って行っていますか。 ※　障害児相談支援とは、「障がい児支援利用援助」及び「継続障がい児支援利用援助」をいい、 ①　「障がい児支援利用援助」とは、障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援に対する給付決定又は変更決定が行われた後に、障害児通所支援事業者等との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成することをいいます。 ②　「継続障がい児支援利用援助」とは、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該障害児通所支援の利用状況を検証し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと、又は給付決定等に係る申請の勧奨を行うことをいいます。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第2条第1項 児福法第6条の2の2第7項･第8項･第9項
	(2)　障がい児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行っていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第2条第2項
	(3)　障がい児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障がい児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行っていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第2条第3項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(4)　障がい児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものとなっていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第2条第4項
	(5)　市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第2条第5項
	(6)　自らその提供するサービスの評価を行い、常にその改善を図っていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第2条第6項
	(7)　事業所を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第2条第7項
	(8)　指定障害児相談支援の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、福祉サービス等を提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる ☑いない □該当なし	地域基準第2条第8項
第2　人員に関する基準			
2－1 従業者 ★ 計画 障がい児	(1)　事業所（※）ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を1人以上配置していますか。 【常勤職員の1週間の勤務すべき時間数：　　時間/週】 ※計画 （特定相談支援）事業所とは、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行う事業所をいいます。 ※　相談支援の業務に支障がない場合においては、相談支援専門員を当該事業所の他の業務又は他の事業所・施設等の業務に従事させることができます。 例えば、計画（障がい児）相談支援のサービス提供時間帯において、計画（障がい児）相談支援の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができます。 計画　障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとしますが、自立生活援助事業所との兼務については、自立生活援助において、サービス管理責任者と地域生活支援員の兼務を認めていないことから、特定相談支援事業所の相談支援専門員が兼務可能なものは、自立生活援助事業所のサービス管理責任者又は地域生活支援員のいずれか一方のみとなることに留意してください。 障がい児　特定相談障害児相談支援事業所又は一般相談支援事業所と業務と兼務する場合については、業務に支障がない場合として認めるものとします。	□いる □いない □該当なし	計画基準第3条第1項 障がい児基準第3条 計画基準解釈通知第二の1の(1) 障がい児基準解釈通知第二の1の(1)
	(2)　相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障がい者等の数（障害児相談支援対象保護者の数）が35又はその端数を増すごとに1となっていますか。 ※　相談支援専門員の配置は1ヶ月平均の利用者の数が35件に対して1人を標準とするものであり、利用者の数が35件又はその端数を増すごとに増員することが望ましいとされています。 ※　「1ヶ月平均」とは、当該月の前6月間の利用者の数を6で除して得た数を指すものです。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とします。 ※　「利用者の数」とは、 計画　指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提	□いる □いない □該当なし	計画基準第3条第2項 障がい児基準第3条 計画基準第3条第3項 計画基準解釈通知第二の1の(1) 障がい児

項目	点検のポイント	点検	根拠
	供した計画相談支援対象障がい者等の数を指し、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所を一体的に運営している場合には、障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数についても含むものとします。 障がい児　指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数を指し、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所を一体的に運営している場合には、サービス利用支援又は継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障がい者等の数についても含むものとします。		基準第3条 障がい児基準解釈通知第二の1(1)③
	(3)　相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降 5 年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10年）を満たしていますか。 ※　詳細は、下記を参照してください。 計画 「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第227号） 障がい児 「指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第225号）	□いる □いない □該当なし	計画基準第3条 障がい児基準第3条
	(4) 計画　利用者が利用する障害福祉サービス事業所（自立生活援助事業所を除く）等の業務と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施していますか。 障がい児　障がい児が利用する障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所又は障害者支援施設の業務と兼務しない相談支援専門員が継続障害児支援利用援助を実施していますか。 ※　中立性の確保や異なる視点での検討が欠如しかねないことから次に掲げる場合を除き、相談支援専門員が担当する利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務との兼務はできません。 ①　身近な地域に特定相談支援事業者がない場合 ②　支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等からおおむね 3 か月以内の場合 ③　その他市町村がやむを得ないと認める場合	□いる □いない □該当なし	計画基準解釈通知第二の1の(1) 障がい児基準解釈通知第二の1(1)
2−2 従業者 ★ 地域移行 地域定着	(1)　一般相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する者を配置していますか。 【常勤職員の1週間の勤務すべき時間数:　　時間/週】 ※　一般相談支援事業所とは、基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業所をいいます。	□いる □いない □該当なし	地域基準第3条第1項・第40条 地域基準解釈通知第二の1(1)
	(2)　(1)の地域移行支援従事者のうち 1 人以上は、相談支援専門員を配置していますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第3条第2項
	(3)　相談支援専門員は、相談支援従事者初任者研修等を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とし、以降 5 年度ごとの各年度の月末までに相談支援従事者現任者研修を修了し、必要な実務経験（業務により3年、5年、10 年）を満たしていますか。 ※　詳細は、「指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24 年厚生労働省告示第226 号）を参照してください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第3条第2項
3 管理者 ★ 共通	事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ※　当該事業所の管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の業務や併設する事業所の業務等を兼ねることができます。な	□いる □いない □該当なし	計画基準第4条 地域基準第4条・第40条

項目	点検のポイント	点検	根拠
	お、 計画　障害児相談支援事業所又は一般相談支援事業所 地域移行・定着　指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所 障がい児　特定相談支援事業所 の業務と兼務する場合については、管理業務に支障がない場合として認めるものとします。		障がい児基準第4条 計画基準解釈通知第二の1(2) 地域基準解釈通知第二の1(2) 障がい児基準解釈通知第二の1の(2)
4 従たる事業所を設置する場合における特例 ★ 計画 障がい児	(1)　事業所における主たる事業所（「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（「従たる事業所」という。）を設置していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第4条の2 障がい児基準第4条の2 計画基準解釈通知第二の1(3) 障がい児基準解釈通知第二の1の(3)
	(2)　従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する相談支援専門員としていますか。	□いる □いない □該当なし	
	※　指定特定相談支援事業所の指定は、原則として指定計画相談支援の提供を行う事業所ごとに行うものとするが、次の①及び②の要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか、一体的かつ独立したサービス提供の場として、一又は複数の「従たる事業所」を設置することが可能であり、これらを一の事業所として指定することができる取扱いとする。		
	①　人員及び設備に関する要件 ア　「従たる事業所」において専従の従業者が 1 人以上確保されていること。 イ　「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離がおおむね 30 分以内で移動可能な距離であって、相談支援専門員の業務の遂行上支障がないこと。 ウ　利用者の支援に支障がない場合には、基準に定める設備の全部又は一部を設けないこととしても差し支えないこと。		
	②　運営に関する要件 ア　利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的に行われること。 イ　職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されていること。必要な場合には随時、主たる事業所と従たる事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、当該従たる事業所の従業者が急病の場合等に、主たる事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にあること。 ウ　苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にあること。 エ　事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められていること。 オ　人事・給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われるとともに、主たる事業所と当該従たる事業所間の会計が一元的に管理されていること。		
第 3　運営に関する基準			
5 内容及び手続きの説明及び同意 ★ 共通	(1)　利用の申込みがあった際は、当該利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（※）について、利用者の障がいの特性に応じ、適切に配慮されたわかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、サービスの提供を受けることにつき、当該利用申込者の同意を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第5条第1項 地域基準第5条第1項 ・第45条 障がい児
	※　サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	の内容は、以下のとおりです。 ① 運営規程の概要 ② 従業者の勤務の体制 ③ 事故発生時の対応 ④ 苦情処理の体制 等 ※ 同意は、利用者及び特定相談支援事業所双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。 ※ 重要事項説明書は 2 部作成し、それぞれ説明者の職名・氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1 部は利用者に交付し、1 部は事業所にて保管してください。 ※ 上記の重要事項説明書への記名押印と、契約書への記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容や契約内容を十分理解して事業所の選択が行われるために、利用申し込みの際に（契約前に）サービスの内容などを利用者に説明する書類です。利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。 ※ 従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。		基準 第 5 条第 1 項 計画基準解釈通知第二の 2 の(1) 地域基準解釈通知第二の 2 の(1) 障がい児基準解釈通知第二の 2 の(1)
	(2) 利用契約をしたときは、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 77 条の規定に基づき書面（利用契約書等）を交付していますか。 ※ 利用契約書には、次の事項を記載してください。 ① 当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地 ② 当該事業の経営者が提供するサービスの内容 ③ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ④ サービスの提供開始年月日 ⑤ サービスに係る苦情を受け付けるための窓口 ※ 利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく、事業者（法人・法人代表者）です。 利用契約書には、法人代表者（注）の職名・氏名を記載し、代表者印（注）を押印してください。（(注）契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除きます。） ※ 利用契約書は 2 部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印等し、1 部を利用者に交付し、1 部は事業所が保管してください。 ※ 契約日、契約の終期が空欄である、契約更新をしていない（自動更新規定を設けていない。）等の指摘例があります。 ※ 利用契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、「支援費」等の旧法の用語がないか点検してください。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第 5 条第 2 項 地域基準 第 5 条第 2 項 ・第 45 条 障がい児基準 第 5 条第 2 項
6 契約内容の報告等 ★ 共通	(1) 利用契約をしたときは、契約成立の旨を市町村に対し遅滞なく報告していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第 6 条第 1 項 地域基準 第 6 条・第 45 条 障がい児基準 第 6 条
	(2) 計画 障がい児 サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。 ※ モニタリング結果について、次に掲げる場合その他必要な場合に市町村に報告してください。 ① 支給決定の更新や変更が必要となる場合 ② 対象者の生活状況の変化からモニタリング期間の変更が必要な場合	□いる □いない □該当なし	計画基準 第 6 条第 2 項 障がい児基準 第 6 条第 2 項 計画基準解釈通知

項目	点検のポイント	点検	根拠
	③　モニタリング期間を設定し直す必要がある場合		第二の2の(2)
7 提供拒否の禁止 共通	正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 ※　サービスの提供を拒むことのできる場合の正当な理由とは、次の場合です。 ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②　利用申込書の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③　当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合 ④　その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合　等 ※　特に障害支援区分や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはいけません。 ※　計画　障がい児 行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算又は精神障害者支援体制加算（以下「体制整備加算」という。）を算定している特定相談支援事業者（障害児相談支援事業者）にあっては、算定している各加算に対応した強度行動障害を有する障がい児者、医療的ケアが必要な障がい児者又は精神障がいを有する障がい児者からの利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことを認めないものとするので留意してください。	□いる □いない □該当なし	計画基準第7条 地域基準第7条・第45条 障がい児基準第7条 計画基準解釈通知第二の2の(3) 地域基準解釈通知第二の2の(3) 障がい児基準解釈通知第二の2の(3)
8 サービス提供困難時の対応 共通	通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し、自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の特定相談支援事業者等の紹介その他必要な措置を速やかに講じていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第8条 地域基準第9条・第45条 障がい児基準第8条
9－1 受給資格の確認 ★ 計画	(1)　サービスの提供に当たっては、受給者証又は地域相談支援受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、支給決定又は地域相談支援給付決定の有無、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間、支給量又は地域相談支援給付量等を確かめていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第9条
	(2)　支給決定又は地域相談支援給付決定を受けていない障がい者等について、サービス等利用計画案を作成するときは、当該障がい者等の提示する市町村が作成したサービス等利用計画案提出依頼書によって、市町村からサービス等利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準解釈通知第二の2の（5）
9-2 受給資格の確認 ★ 地域移行 地域定着	サービスの提供に当たっては、その者の提示する地域相談支援受給者証によって、地域相談支援給付費の支給対象者であること、地域相談支援給付決定の有無、地域相談支援給付決定の有効期間、地域相談支援給付量等を確かめていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第10条・第45条 地域基準解釈通知第二の2の(3)
9-3 受給資格の確認 ★ 障がい児	(1)　サービスの提供に当たっては、その者の提示する通所受給者証によって、障害児相談支援給付費の支給対象者であること、モニタリング期間、通所給付決定の有無、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準第9条 障がい児基準解釈通知第二の2の(5)
	(2)　通所支給決定を受けていない障がい児について、障害児支援利用計画案を作成するときは、当該障がい児の提示する市町村が作成した障害児支援利用計画案提出依頼書によって、市町村から障害児支援利用計画案の提出の依頼を受けた者であることを確かめていますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児基準解釈通知第二の2の（5）

項目	点検のポイント	点検	根拠
10-1 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 計画 障がい児	支給決定又は地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う支給決定又は地域相談支援給付決定の申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第10条 障がい児基準 第10条
10-2 支給決定又は地域相談支援給付決定の申請に係る援助 地域移行 地域定着	(1)　地域相談支援給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに地域相談支援給付決定の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準 第11条第1項・第45条
	(2)　地域相談支援給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、地域相談支援給付決定の有効期間の終了に伴う地域相談支援給付決定の申請について、必要な援助を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準 第11条第2項・第45条
11 身分を証する書類の携行 共通	相談支援専門員（地域相談支援従事者）に身分を証する書類（証書や名札等）を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 ※　証書等には、当該特定相談支援事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましいです。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第11条 地域基準 第14条・第45条 障がい児基準 第11条 計画基準 解釈通知 第二の2の(7) 地域基準 解釈通知 第二の2の(8) 障がい児基準解釈通知第二の2の(7)
12 計画相談支援給付費の額等の受領 ★ 共通	(1)　法定代理受領を行わないサービスを提供した際には、その利用者から当該サービスに係る計画相談支援給付費等の額の支払いを受けていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第12条 地域基準 第17条・第45条 障がい児基準 第12条
	(2)　利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を利用者から受けることができますが、その受領は適切に行っていますか。 ※　当該費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければなりません。	□いる □いない □該当なし	
	(3)　(1)～(2)の費用の額の支払いを受けた場合は、利用者に対し、領収書を交付していますか。	□いる □いない □該当なし	
13 利用者負担額に係る管理 計画 障がい児	(1)　サービスを提供している利用者等が計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービス等につき、利用者負担額合計額を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第13条 障がい児基準 第13条
	(2)　利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者及び障害福祉サービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。	□いる □いない □該当なし	
14 計画相談支援給付費の額に係る通知	(1)　法定代理受領により計画相談支援給付費等の支給を受けた場合は、利用者に対し、当該利用者に係る計画相談支援給付費等の額を通知していますか。 ※　通知には、通知の日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、計画相談支援給付費等の支給を受けた日、計画相談支援	□いる □いない □該当なし	計画基準 第14条 地域基準 第18条・第45条 障がい児

項目	点検のポイント	点検	根拠
等 ★ 共通	給付費の額等を記載してください。		基準 第14条
	(2)　利用者から法定代理受領を行わないサービスの費用を受領した場合は、サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付していますか。	□いる □いない □該当なし	
15－1 具体的取扱方針 ★ 計画 障がい児（計画を準用）	(1)　管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第15条第1項第1号 障がい児基準 第15条
	(2)　サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 ※　計画相談支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第15条第1項第2号 計画基準 解釈通知 第二の2の(11)の②
	(3)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第15条第2項第1号
	(4)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に適切な福祉サービス等の利用が行われるようにしていますか。 ※　継続が困難な、あるいは必要性に乏しい福祉サービス等の利用を助長することがあってはなりません。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第15条第2項第2号 計画基準 解釈通知 第二 の2の(11)の④
	(5)　サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉サービス等又は地域相談支援に加えて、障害福祉サービス等又は地域相談支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画上に位置付けるよう努めていますか。 ※　保健医療サービス、地域生活支援事業等の市町村が一般施策として行うサービスや当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めてサービス等利用計画に位置付けることにより総合的な計画となるように努めてください。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第15条第2項第3号 計画基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑤
	(6)　サービス等利用計画の作成の開始に当たっては、利用者等によるサービスの選択に資するよう、当該地域における障害福祉サービス事業者等又は一般相談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供していますか。 ※特定の福祉サービス等の事業を行う者に不当に偏した情報を提供するようなことや、利用者等の選択を求めることなく同一の事業主体の福祉サービスのみによるサービス等利用計画案を最初から提示する事があってはなりません。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第15 条第2項第4号 計画基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑥
	(7)　サービス等利用計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行っていますか。 ※　アセスメントは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障がい者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが	□いる □いない □該当なし	計画基準 第15条第2項第5号 計画基準 解釈通知 第二の2の(11)の⑦

項目	点検のポイント	点検	根拠
	重要です。 ※　アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものです。 ※　アセスメントの記録は、5年間保存してください。		
	(8)　アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接して行っていますか。 ※　アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院を訪問し、利用者及びその家族に面接して行う必要があります。	□いる □いない □該当なし	計画基準8第15条第2項第6号 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑧
	(9)　アセスメントの趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 ※　相談支援専門員は面接技法等の研鑽に努めることが重要です。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第6号 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑧
	(10)　利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における障害福祉サービス等又は地域相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討し、次の項目を記載したサービス等利用計画案を作成していますか。 ① 利用者及びその家族の生活に対する意向 ② 総合的な援助の方針 ③ 生活全般の解決すべき課題 ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量 ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項 ⑦ モニタリング期間に係る提案 等 ※　モニタリング期間については、利用する予定のサービスの種類のみをもって一律に設定することのないよう利用者の心身の状況等を勘案した上で、柔軟かつ適切に提案してください。 ※　目標達成時期にはモニタリングの実施によりサービス等利用計画及び各障害福祉サービス等又は地域相談支援の評価を行い得るようにすることが重要です。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第7号 計画基準解釈通知第二 の2の(11)の⑨
	(11)　相談支援専門員は、サービス等利用計画案に短期入所を位置付ける場合は、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数が年間180日を超えないようにしていますか。 ※　短期入所の利用日数に係る「日数が年間180日を越えない」という目安については、当該計画案の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、年間180日以内であるかについて機械的な適用を求めるものではありません。 ※　利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を越えて短期入所の利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所を当該計画案に位置付けることも可能です。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第8号 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑩
	(12)　共同生活援助のうち日中サービス支援型指定共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、モニタリング実施標準期間を3か月間としていますか。 ※　日中サービス支援型共同生活援助の利用者に対する計画相談支援の提供については、利用者の意思確認を適切に行う必要が	□いる □いない □該当なし	計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑪

項目	点検のポイント	点検	根拠
	あることから、他の類型の共同生活援助よりも短く3か月間としていることに留意してください。 ※　適正な支援を確保する観点から、日中サービス支援型共同生活援助を行う事業者と計画相談支援を行う事業者は別であることが望ましいので、他の特定相談支援事業者と連携して計画相談支援を提供するよう、併せて留意してください。		
	(13)　サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、利用者負担が生じる介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第9号 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑫
	(14)　サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案を遅滞なく利用者等に交付していますか。 ※　交付したサービス等利用計画案は、5年間保存してください。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第10号 計画基準解釈通知第二 の2の(11)の⑬
	(15)　支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、障害福祉サービス事業者等、一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。 ※　サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者からなるサービス担当者会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）の開催等により、当該計画案の内容について説明を行うとともに、専門的な見地からの意見を求めることが重要です。なお、会議等の記録は、5年間保存してください。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第11号 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑭
	(16)　サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者等の同意を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第12号
	(17)　サービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画を遅滞なく利用者等及び福祉サービス等の担当者に交付していますか。 ※　交付したサービス等利用計画は、5年間保存してください。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第2項第13号 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑯
	(18)　サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者等に対し、支給決定又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨を行っていますか。 ※　計画相談支援においては、利用者の有する解決すべき課題に即した適切なサービスを組み合わせて利用者に提供し続けることが重要です。このために相談支援専門員は、利用者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うことにより、サービス等利用計画の実施状況や利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ってください。 ※　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第3項第1号 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑰

項目	点検のポイント	点検	根拠
	は、5年間保存してください。		
	(19)　モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、モニタリング期間ごとに利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等を訪問し、利用者等に面接を行い、その結果を記録していますか。 ※　モニタリングの期間は、利用者等の心身の状況、その置かれている環境、支給決定に係る障がい者等又は地域相談支援給付決定障がい者の総合的な援助の方針及び生活全般の解決すべき課題、提供される障がい福祉サービス又は地域相談支援の目標及びその達成時期、障がい福祉サービス又は地域相談支援の種類、内容及び量、障がい福祉サービス又は地域相談支援を提供する上での留意事項並びに次に掲げる者の区分に応じ、1～4に定める期間を勘案して市町村が必要と認める期間とします。ただし、1に掲げる期間については、支給決定又はその変更に係る障がい福祉サービスの利用開始から起算して3月を経過するまでの間に限ります。 ※　サービス等利用計画の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービスの事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、市が支給決定又は地域相談支援給付決定の際に、利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録してください。 ※　モニタリングの結果の記録は、5年間保存してください。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第3項第2号 施行規則第6条の16 計画基準解釈通知第二の2の(11)の⑱
	(18)　サービス利用計画の変更に当たっては、前述(3)から(11)(基準第15条第2項第1号～第7号)及び(15)から(17)(同第11号～第13号)までに規定されたサービス等利用計画作成に当たっての一連の業務を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第3項第3号
	(19)　適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第3項第4号
	(20)　障害者支援施設、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第15条第3項第5号
15－2 具体的取扱方針 ★ 地域移行	(1)　管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域移行支援計画の作成その他地域移行支援に関する業務を担当させていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第19条第1号
	(2)　管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者に対して、利用者の状況に応じた適切かつ効果的な支援を行うための技術的指導及び助言を行わせていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第19条第2号
	(3)　地域移行支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第19条第3号
	(4)　サービスの提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。 ※　地域移行支援は、利用者及びその家族の主体的な参加及び自らの課題の解決に向けての意欲の醸成と相まって行われることが重要です。	□いる □いない □該当なし	地域基準第19条第4号 地域基準解釈通知第二の2の(13)の③
15－3 具体的取扱方針 ★	(1)　管理者は、従事者に、基本相談支援に関する業務及び地域定着支援台帳の作成その他指定地域定着支援に関する業務を担当させていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第41条第1号
	(2)　管理者は、相談支援専門員に、相談支援専門員以外の従事者	□いる	地域基準第41条第2

項目	点検のポイント	点検	根拠
地域定着	に対する技術的指導及び助言を行わせていますか。	□いない □該当なし	号
	(3)　利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準 第41条第3号
	(4)　サービス提供に当たっては、利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うとともに、必要に応じ、同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準 第41条第4号
16 サービス等利用計画等の書類の交付 計画 障がい児	利用者等が他の特定相談支援事業者の利用を希望する場合その他利用者等から申出があった場合には、当該利用者等に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第16条 障がい児基準 第16条
17 利用者に関する市町村への通知 共通	利用者が偽りその他不正の行為によって計画相談支援給付費等の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第17条 地域基準 第25条・第45条 障がい児基準 第17条
18 管理者の責務 共通	(1)　管理者は、相談支援専門員（地域移行支援従事者）、その他の従業者の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第18条 地域基準 第26条・第45条 障がい児基準 第18条
	(2)　管理者は、相談支援専門員（地域移行支援従事者）その他の従業者に「第4運営に関する基準」等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	
19 運営規程 ★ 共通	事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援等の提供方法及び内容並びに利用者から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	□いる □いない □該当なし	計画基準 第19条 地域基準 第27条・第45条 障がい児基準 第19条
	※　②の「従業者」については、相談支援専門員等とその他従業者に区分し、員数及び職務の内容を記載すること。なお、従業者の「員数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、人員基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「○人以上」と記載することも差し支えない。		計画基準 解釈通知 第二の2の(15) 地域基準 解釈通知 第二の2の(21) 障がい児基準解釈通知第二の2の(15)
	※　④の「指定計画相談支援等の提供方法及び内容」については、サービスの内容及び利用者から相談を受ける場所、課題分析の手順等を記載してください。「利用者から受領する費用及びその額」については、サービス給付費（法定代理受領を行わない場合に限る。）のほかに、通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを行う際の交通費の額を指すものです。		
	※　⑤の「通常の事業の実施地域」は、客観的にその区域が特定されるものとしてください。なお、通常の事業の実施地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではありません。		
	※　⑥の「事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合に		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	は当該障がいの種類」 　障がいの種類にかかわらず利用者を受け入れることを基本としますが、サービスの専門性を確保するためやむを得ないと認められる場合においては、事業の主たる対象とする障がいの種類を特定して事業を実施することも可能です。 ※　⑦の「虐待の防止のための措置に関する事項」は、虐待の防止に関する担当者の選定、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の整備及び従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（研修方法や研修計画など）、虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等に関すること等を指すものです。 ※　⑧の「その他運営に関する重要事項」は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）第二の三に規定する地域生活支援拠点等である場合は、その旨を規定し、「地域生活支援拠点等の整備促進について」（平成 29 年 7 月 7 日付け障障発第 0707 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の 2 の(1)で定める以下の拠点等の必要な機能のうち、満たす機能を明記してください。 1　相談 2　緊急時の受け入れ・対応 3　体験の機会・場 4　専門的人材の確保・養成 5　地域の体制づくり		
20 勤務体制の確保等 ★ 共通	(1)　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員（地域移行支援従事者）その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。 ※　原則として月ごとの勤務表を作成し、相談支援専門員（地域移行従事者）その他の従業者については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしてください。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第 20 条 地域基準 第 28 条・ 第 45 条 障がい児 基準 第 20 条
	(2)計画　障がい児 　当該事業所の相談支援専門員に計画相談支援の業務を担当させていますか。 地域移行　地域定着 　当該事業所の地域移行支援従事者によって、地域移行支援を提供していますか。 ※　相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。 ※　当該事業所の従業者とは、雇用契約その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある従業者を指します。 地域移行　地域定着 ※　障害福祉サービス事業者等への委託により行われる障害福祉サービスの体験的な利用支援及び体験的な宿泊支援並びに地域移行支援事業者の事業所所在地と利用者の退院、退所等した後の居住予定地が遠隔地にある場合における他の地域移行支援事業者への委託により行われる住居の確保、利用者が地域生活に移行する上で必要な市町村や保健所等の行政機関及び障害福祉サービス事業者等との連絡調整・手続等については、この限りではありません。	□いる □いない □該当なし	計画基準 解釈通知 第二の 2 の (16) 地域基準 解釈通知 第二の 2 の (22) 障がい児 基準解釈 通知第二 の 2 の(16)
	地域移行　地域定着のみ (3)　サービスに係る業務の一部を他の地域支援事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録していますか。	□いる □いない □該当なし	
	(4)　相談支援専門員（地域移行従事者）の資質の向上のために、研修の機会（外部研修への参加のほか、定例会議と兼ねて実施する職場研修、事例研究、意見交換等を含む。）を確保していますか。	□いる □いない □該当なし	

項目	点検のポイント	点検	根拠
	＜説明＞ ※　研修内容・回数の定めはありませんが、研修機関の研修、事業所内研修への参加の機会を計画的に確保してください（解釈通知）。 ※　事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。 ※　研修・会議は後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。		
	(5)　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。	□いる □いない □該当なし	
	※　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 11 条第 1 項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定特定相談支援事業者には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容及び指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。		
	ア　指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的内容 指定特定相談支援事業者が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成 18 年厚生労働省告示第 615 号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針（令和 2 年厚生労働省告示第 5 号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a　指定特定相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための指定特定相談支援事業者の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第 24 号）附則第 3 条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第 30 条の 2 第 1 項の規定により、中小企業（資本金が 3 億円以下又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の企業）は、令和 4 年 4 月 1 日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じるよう努められたい。		
	イ　指定特定相談支援事業者が講じることが望ましい取組について パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して 1 人で対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されているので参考にされたい。		
21 業務継続計画の策定等 ★ 共通	（1）　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 ※　感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定計画相談支援の提供を受けられるよう、指定計画相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、基準第 20 条の 2 に基づき指定特定相談支援事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。 　なお、業務継続計画の策定等に係る義務付けの適用に当たっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 10 号。以下「令和 3 年改正省令」という。）附則第 3 条において、3 年間の経過措置を設けており、令和 6 年 3 月 31 日までの間は、努力義務とされている。 ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。 ア　感染症に係る業務継続計画 a　平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等） b　初動対応 c　感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等） イ　災害に係る業務継続計画 a　平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等） b　緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等） c　他施設及び地域との連携	□いる □いない □該当なし	計画基準第20条の2 地域基準第 28 条・第 45 条 障がい児基準第20条の2 計画基準解釈通知第二の2の(17) 地域基準解釈通知第二の2の(23) 障がい児基準解釈通知第二の2の(17)
	（2）　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 ※　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年 1 回以上）な教	□いる □いない □該当なし	

項目	点検のポイント	点検	根拠
	育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。		
	(3)　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 ※　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年 1 回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。	□いる □いない □該当なし	
22 設備及び備品等 共通	(1)　事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。 ※　他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、計画相談支援の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができます。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第 21 条 地域基準 第 29 条・ 第 45 条 障がい児 基準 第 21 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の (18)の① 地域基準 解釈通知 第二の 2 の (24)① 障がい児 基準解釈 通知第二 の 2 の(18) ①
	(2)　事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けていますか。 ※　専用の事務室を設けることが望ましいですが、間仕切りする等他の事業の用に供するものと明確に区別される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えありません。	□いる □いない □該当なし	
	(3)　利用申込みの受付、相談、サービス担当者会議等に対応するのに適切なスペースを確保していますか。 ※　相談のためのスペース等は、利用者が直接出入りできるなど利用しやすい構造にしてください。	□いる □いない □該当なし	
23 衛生管理等 ★ 共通	(1)　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 ※　常時使用する労働者に対し、1 年以内ごとに 1 回、定期的に健康診断を実施しなければなりません。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第 22 条 地域基準 第 30 条・ 第 45 条 障がい児 基準 第 22 条 計画基準 解釈通知 第二の 2 の (19)の① 地域基準 解釈通知 第二の 2 の (25)① 障がい児 基準解釈 通知第二 の 2 の(19) ①
	(2)　事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。 ※　従業者が感染源となることを予防し、また従業者を感染の危険から守るため、手指を洗浄するための設備や感染予防のための備品等を備えるなど対策を講じる必要があります。 ※　手洗所等の従業者共用のタオルは、感染源のとして感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。	□いる □いない □該当なし	
	(3)　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 ※　感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるべき措置に	□いる □いない □該当なし	

項目	点検のポイント	点検	根拠
	ついては、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。 　なお、感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第4条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。		
	①　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 〔感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会〕 　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など指定特定相談支援事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。 　感染対策委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。ただし、障害のある者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。この際、厚生労働省「福祉分野における個人情報保護に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、指定特定相談支援事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。	□いる □いない □該当なし	
	②　事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。 〔感染症の予防及びまん延の防止のための指針〕 　事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 　平常時の対策としては、指定特定相談支援事業所内の衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における指定特定相談支援事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討すること。	□いる □いない □該当なし	
	③　従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 〔感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練〕 　従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定特定相談支援事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。	□いる □いない □該当なし	

項目	点検のポイント	点検	根拠
	職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該指定特定相談支援事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。 なお、研修の実施は、厚生労働省「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用するなど、指定特定相談支援事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。 また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、指定特定相談支援事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。		
24 掲示等 ★ 共通	(1)　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援（地域移行支援）の実施状況、相談支援専門員（地域移行支援従事者）の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 ※　(1)に規定する事項を記載した書面を当該指定特定相談支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。	□いる □いない □該当なし	計画基準第23条 地域基準第31条第・第45条 障がい児基準第23条
	(2)　(1)の重要事項の公表に努めていますか。 ※　サービスの提供開始時に、重要事項（その内容については(1)参照）を利用申込者に対して説明を行った上で同意を得ることに加え、事業所への当該重要事項の掲示を義務づけることにより、サービス提供が開始された後、継続的にサービスが行われている段階においても利用者の保護を図る趣旨であるが、次に掲げる点に留意する必要がある。なお、体制整備加算を算定する場合については、各加算を算定するための要件となる研修を修了した相談支援専門員を配置している旨が分かるよう、併せて掲示すること。 ア　事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族等に対して見やすい場所のことであること。 イ　従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、氏名まで掲示することを求めるものではないこと。 ※　基本相談支援及び計画相談支援の実施状況等を公表することにより、利用申込者のサービスの選択に資することから、当該重要事項の公表に努めるべき旨を規定したものである。なお、公表の方法については、ホームページによる掲載等、適宜工夫すること。	□いる □いない □該当なし	計画基準解釈通知第二の2の(20) 地域基準解釈通知第二の2の(26) 障がい児基準解釈通知第二の2の(20)
25 秘密保持等 ★ 共通	(1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。 ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定する、誓約書等を徴するなどの措置を講じてください。	□いる □いない □該当なし	計画基準第24条第1項 地域基準第32条第1項・第45条 障がい児基準第24条
	(2)　従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第24条第2項 地域基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用時等に取り決めるなどの措置を講じてください。		第32条第2項・第 45条 障がい児基準第24条 計画基準解釈通知第二の2の(21) 地域基準解釈通知第二の2の(27) 障がい児基準解釈通知第二の2の(21)
	(3)　サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書（個人情報提供同意書）により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。 ※　サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。 ※　個人情報保護方針等の説明に止まらず、書面で同意を得てください。 ※　ホームページへの写真掲載等は、個別に同意を得ることが必要です。	□いる □いない □該当なし	
26 広告 ★ 計画 障がい児	広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第25条 障がい児基準第25条
27－1 障害福祉サービス事業者等からの利益収受等の禁止 計画 障がい児	(1)　特定相談支援事業者及び管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはいませんか。 ※　特定相談支援事業者又は管理者が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを位置付けるように指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。	□いる □いない □該当なし	計画基準第26条第1項 障がい児基準第26条第1項 計画基準解釈通知第二の2の(22)の① 障がい児基準解釈通知第二の2の(22)の①
	(2)　相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者等に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはいませんか。 ※　相談支援専門員が、同一法人系列の福祉サービスの事業を行う者のみを利用することを指示すること等により、利用者の解決すべき課題に反するばかりでなく、事実上他の福祉サービスの事業を行う者の利用を妨げることを指します。	□いる □いない □該当なし	計画基準第26条第2項 障がい児基準第26条第2項 計画基準解釈通知第二の2の(22)の② 障がい児基準解釈通知第二の2の(22)の②
	(3)　特定相談支援事業者及びその従業者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として、当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第26条第3項 障がい児基準第26条第3項
27－2 利益供与等の禁止 地域移行 地域定着	(1)　特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して地域移行支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第34条第1項・第 45条
	(2)　特定相談支援事業者若しくは障害福祉サービスの事業を行	□いる	地域基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
	う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。	□いない □該当なし	第34条第2項・第 45条
28 苦情解決 ★ 共通	(1)　提供したサービス又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 ※　「必要な措置」とは、具体的には次のとおりです。 ① 苦情を受け付けるための窓口を設置する。 ② 相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情処理するために講ずる措置の概要について明らかにする。 ③ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書）に苦情に対する措置の概要についても併せて記載する。 ④ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示する。 ＜社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について＞※H29.3.7 一部改正あり （平成 12 年 6 月 7 日付け、障第 452 号ほか、各都道府県知事ほかあて、厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護・老人保健福祉・児童家庭局長連名通知） 1　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。 （苦情解決責任者）施設長・管理者、理事等 （苦情受付担当者）職員のうち適当な者 2　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。 ※　第三者委員は、苦情解決に第三者が加わることで、苦情が責任者に届かなかったり、密室化することを防ごうとするもので、事業者と第三者的な立場にあることが重要です。 ※　第三者委員は、当該指針では、苦情解決を円滑・円満に図ることができる者等（例：評議員、監事又は監査役、社会福祉士、民生委員・児童委員、大学教授、弁護士など）であって、複数が望ましいとされています。なお、明文の制限はありませんが、親族は避けてください。	□いる □いない □該当なし	計画基準第27条第1項 地域基準第 35 条・第 45 条 障がい児基準第 27 条 計画基準解釈通知第二の3の(23)の① 地域基準解釈通知第二の2の(29)の① 障がい児基準解釈通知第二の2の(23)の①
	(2)　重要事項説明書に、①利用者が支給決定を受けた市町村の苦情相談等の窓口、②埼玉県運営適正化委員会の窓口を記載していますか。 ＜重要事項説明書に記載すべきその他の苦情相談窓口＞ ①　市町村の苦情相談等の窓口 利用者が支給決定を受けた市町村の障害サービス担当課等の名称・連絡先 【参考】　越谷市障害福祉課　電話：048-963-9164 ②　埼玉県運営適正化委員会の窓口 ※埼玉県国民健康保険団体連合会の窓口（訪問介護等）ではありません。 〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4－2－65 彩の国すこやかプラザ 1 階 ＜相談専用電話番号＞　048-822-1243 ＜受付時間＞　　月曜～金曜日　　9：00～16：00	□いる □いない □該当なし	
	(3)　苦情を受け付けた場合には、当該苦情受付日、その内容等を記録していますか。 ※　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行ってください。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　苦情の内容等の記録は、5 年間保存しなければなりません。	□いる □いない □該当なし	計画基準第27条第2項 地域基準第35条第2項・第 45条 計画基準解釈通知第二 の2の(23)の②
	(4)　提供したサービスに関し、法第 10 条第 1 項の規定により市	□いる	計画基準

項目	点検のポイント	点検	根拠
	町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いない □該当なし	第27条第3項 地域基準第35条第3項・第 45条
	(5)　提供したサービスに関し、法第51条の27第2項（第1項）の規定により（都道府県知事又は）市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して（都道府県知事又は）市町村長が行う調査に協力するとともに、（都道府県知事又は）市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第27条第5項 地域基準第35条第5項・第 45条
	(6)　市町村からの求めがあった場合には、(4) 又は(5)の改善の内容を市町村に報告していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第27条第6項 地域基準第35条第6項・第 45条
	(7)　運営適正化委員会が社会福祉法第85条(第83条)の規定により行う苦情解決に向けた調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準第27条第7項 地域基準第35条第7項・第 45条
29 事故発生時の対応 ★ 共通	(1)　サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 ※　事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めておくことが望ましいです。また、事業所に自動体外式除細動器（AED）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいとされています。なお、事業所の近隣にAEDが設置されており、緊急時に使用できるよう、地域においてその体制や連携を構築することでも差し支えありません。	□いる □いない □該当なし	計画基準第28条 地域基準第 36 条・第45条 障がい児基準第28条 計画基準解釈通知第二の2の(24) 地域基準解釈通知第二の2の(30) 障がい児基準解釈通知第二の2の(24)
	(2)　(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 ※　記録の整備については、台帳等を作成し記録するとともに、利用者個票等に個別の情報として記録することが望ましいです。 ※　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければなりません。	□いる □いない □該当なし	
	(3)　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 ※　賠償すべき事態において、速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいです。	□いる □いない □該当なし	
	(4)　事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。 ※　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」（平成14年3月28日福祉サービスにおける危機管理に関する検討会）を参考にしてください。 第3　事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針 〇福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応 ・コミュニケーションの重要性 ・苦情解決への取組み ・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性 →　事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析 第4　事故が起こってしまったときの対応指針	□いる □いない □該当なし	

項目	点検のポイント	点検	根拠
	○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本		
30 虐待の防止 ★ 共通	虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。 (1)　事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。 ※　虐待防止委員会の役割は、 ・　虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成） ・　虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等） ・　虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）の３つがある。 虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討すること。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要である。 ※　指定計画相談支援事業所が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、虐待の防止のための対策について、事業所全体で情報共有し、今後の未然防止、再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。 具体的には、次のような対応を想定している。 ア　虐待（不適切な対応事例も含む）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。 イ　従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。 ウ　虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。 エ　事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。 オ　労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。 カ　報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。 キ　再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。 ※　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましい。 ア　事業所における虐待防止に関する基本的な考え方 イ　虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項 ウ　虐待防止のための職員研修に関する基本方針 エ　施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針 オ　虐待発生時の対応に関する基本方針 カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針 キ　その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針	□いる □いない □該当なし	計画基準第28条の2 地域基準第36条の2・第45条 障がい児基準第28条の2 計画基準解釈通知第二の2の(25) 地域基準解釈通知第二の2の(31) 障がい児基準解釈通知第二の2の(25)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	（2）　事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。 ※　の従業者に対する虐待防止のための研修の実施に当たっては、虐待防止の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、指針を作成した事業所においては当該指針に基づき、虐待防止の徹底を図るものとする。 　職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定計画相談支援事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。 　また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。	□いる □いない □該当なし	
	（3）　（1）（2）に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	□いる □いない □該当なし	
	（4）　（3）の虐待防止のための担当者については、相談支援専門員を配置していますか。	□いる □いない □該当なし	
31 会計の区分 ★ 共通	事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計とその他の事業の会計を区分していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第29条 地域基準 第37条・ 第45条 障がい児 基準 第29条
32 記録の整備 ★ 共通	（1）　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第30条 地域基準 第38条・ 第45条 障がい児 基準 第30条
	（2）　利用者に対するサービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存していますか。 計画　障がい児 ①　福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ②　個々の利用者ごとの次に掲げる事項を記載した相談支援台帳 ア　サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 イ　アセスメントの記録 ウ　サービス担当者会議等の記録 エ　モニタリングの結果の記録 ③　市町村への通知に係る記録 ④　苦情の内容等の記録 ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 地域移行　地域定着 ①　提供した地域移行支援に係る必要な事項の提供の記録 ②　地域移行支援計画 ③　市町村への通知に係る記録 ④　苦情の内容等の記録 ⑤　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	□いる □いない □該当なし	
	※　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録を文書により整備しておく必要があること。なお、事業者は、利用者等に対するサービスの提供に関する諸記録のうち、少なくとも上記に掲げる記録については、サービスを提供した日から、少なくとも5年以上保存しておかなければならないこととしたものである。		計画基準 解釈通知 第二の2の (27) 地域基準 解釈通知 第二の2の

項目	点検のポイント	点検	根拠
			(33) 障がい児 基準解釈 通知第二 の2の(27)
33 電磁的記録等 共通	(1)　事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行っていますか。	□いる □いない □該当なし	計画基準 第31条 地域基準 第46条 障がい児 基準 第31条
	〔電磁的記録について〕 事業者及びその従業者（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができることとしたものである。 (1)　電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。 (2)　電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。 ①　作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 ②　書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 (3)　その他、基準第31条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。 (4)　また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。		計画基準 解釈通知 第三 地域基準 解釈通知 第四 障がい児 基準解釈 通知第三
	(2)　事業者及びその従業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行っていますか。	□いる □いない □該当なし	
	〔電磁的方法について〕 書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意その他これに類するものをいう。）について、当該交付等の相手方の利便性向上及び事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、事前に当該交付等の相手方の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができることとしたものである。 (1)　電磁的方法による交付は、以下の①から⑤までに準じた方法によること。 ①　事業者等は、利用申込者からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、④で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該事業者等は、当該文書を交付したものとみなす。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	ア　電子情報処理組織を使用する方法のうちａ又はｂに掲げるもの ａ　事業者等の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 ｂ　事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） イ　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに基準第５条第１項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法 ②　①に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 ③　①アの「電子情報処理組織」とは、事業者等の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。 ④　事業者等は、①の規定により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。 ア　①のア及びイに規定する方法のうち事業者等が使用するもの イ　ファイルへの記録の方式 ⑤　④の規定による承諾を得た事業者等は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び④の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 (2)　電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより当該同意の相手方が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのＱ&Ａ（令和２年６月19 日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。 (3)　その他、基準第31 条第２項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)及び（2）に準じた方法によること。ただし、基準又はこの通知の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。 (4)　また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。		
34 連絡調整に対する協力 地域移行 地域定着	サービスの利用について市町村又は特定相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 ※　市町村又は特定相談支援事業者が行う利用者の紹介、地域におけるサービス担当者会議への出席依頼等の連絡調整等に対し、地域移行支援の円滑な利用の観点から、できる限り協力してください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第８条・第45条 地域基準解釈通知第二の２の(4)
35 心身の状況等の把握 ★	サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第 12 条・第45条

項目	点検のポイント	点検	根拠
地域移行 地域定着			
36 障害福祉サービス事業者等との連携等 ★ 地域移行 地域定着	(1)　サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第13条第1項・第45条
	(2)　サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、市町村、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第13条第2項・第45条
37 サービスの提供の記録 ★ 地域移行 地域定着	(1)　サービスを提供した際は、当該サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、当該サービスの提供の都度、記録していますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第15条第1項・第45条
	(2)　(1)の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第15条第2項・第45条
38 利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 地域移行 地域定着	(1)　利用者に対して金銭の支払いを求める場合、金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、利用者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。 ※　曖昧な名目による不適切な費用の徴収を行うことはできません。 ※　次の要件を満たす場合については、利用者に金銭の支払いを求めることは差し支えありません。 ①　サービスの提供の一環として行われるものではないサービスの提供に要する費用であること。 ②　利用者に求める金額、その使途及び金銭の支払いを求める理由について記載した書面を利用者に交付し、説明を行うとともに、当該利用者の同意を得ていること。	□いる □いない □該当なし	地域基準第16条第1項 ・第45条 地域基準解釈通知第二の2の(10)
	(2)　(1)により金銭の支払を求める際は、金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第16条第2項・第45条
39 地域移行支援計画の作成等 ★ 地域移行	(1)　利用者の意向、適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画を作成していますか。 ※　地域移行支援計画は、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定地域移行支援の目標及びその達成時期、指定地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載してください。 　なお、地域移行支援計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えありません。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第1項
	(2)　地域移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第2項
	(3)　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第3項
	(4)　アセスメントの面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第3項
	(5)　アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載した地域	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第4項

項目	点検のポイント	点検	根拠
	移行支援計画の原案を作成していますか。 ※　地域移行支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて地域移行支援計画の原案に位置付けるよう努めてください。		
	(6)　計画作成会議（地域移行支援計画の作成に当たり、当該利用者に係る障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第5項
	(7)　地域移行支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第6項
	(8)　地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付していますか。 ※　交付した地域移行支援計画は、5年間保存してください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第7項
	(9)　地域移行支援計画の作成後においても、適宜、地域移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて地域移行支援計画の変更を行っていますか。 ※　地域移行支援計画の変更について、(2)から(8)までを準用してください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第20条第8項
40 地域における生活に移行するための活動に関する支援 地域移行	(1)　利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供するに当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の的確な把握に努めていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第21条第1項
	(2)　利用者に対して(1)の支援を提供するに当たっては、おおむね週に1回以上、利用者との対面により行っていますか。 ※　利用者との対面による支援とは、利用者が入所、入院等する障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等又は刑事施設等や体験宿泊場所への訪問による相談支援や地域生活への移行のための外出時の同行による支援をいいます。	□いる □いない □該当なし	地域基準第21条第2項 地域基準解釈通知第二の2の(15)の②
	(3)　サービスの提供に当たっては、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センターにおける担当者との役割分担を明確にするとともに、継続的に連絡調整や支援方針の協議等を行い、障害者支援施設等又は精神科病院の担当者と緊密に連携して、利用者の地域生活への移行に向けた支援を一体的に行うよう努めていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準解釈通知第二の2の(15)の②
41 障害福祉サービスの体験的な利用支援 地域移行	障害福祉サービスの体験的な利用支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 ※　障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供に当たっては、原則として、同行による支援を行ってください。また、障害者支援施設等、精神科病院、救護施設等、刑事施設等、保護観察所又は地域生活定着支援センター及び委託先の障害福祉サービス事業者等の担当職員と、体験的な利用に当たっての事前の連絡調整や留意点等の情報共有、当該支援を行った際の状況や当該状況を踏まえた今後の支援方針等の情報共有を行うなど、緊密な連携を図ってください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第22条 地域基準解釈通知第二の2の(16)
42 体験的な宿泊支援 地域移行	(1)　体験的な宿泊支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。 ①　利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室を有するとともに、体験的な宿泊に必要な設備及び備品等を備えていること。 ②　衛生的に管理されている場所であること。	□いる □いない □該当なし □いる □いない □該当なし	地域基準第23条第1項 地域基準解釈通知第二の2の(17)の①、

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　体験的な宿泊支援については、地域生活と同様の環境で実施してください。 ※　体験的な宿泊支援の提供に当たっては、原則として、利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行ってください。		③
	(2)　体験的な宿泊支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。 ※　体験的な宿泊支援について、地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができます。	□いる □いない □該当なし	地域基準第23条第2項 地域基準解釈通知第二の2の(17)の②
43 関係機関との連絡調整等 地域移行	サービスを提供するに当たっては、市町村、障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整その他の便宜の供与を行っていますか。 ※　住居の確保や行政機関の手続等について、利用者又はその家族が行うことが困難な場合は、当該利用者の同意を得て代行するなど必要な支援を行ってください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第24条 地域基準解釈通知第二の2の(18)
44 情報の提供等 ★ 地域移行 地域定着	(1)　利用希望者が、サービスを適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第33条第1項・第45条
	(2)　広告をする場合においては、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはいませんか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第33条第2項・第45条
45 地域定着支援台帳の作成等 ★ 地域定着	(1)　利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳を作成していますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第42条第1項
	(2)　地域定着支援台帳の作成に当たっては、適切な方法によりアセスメントを行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第42条第2項
	(3)　アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第42条第3項
	(4)　アセスメントの面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第42条第3項
	(5)　地域定着支援台帳の作成後においても、適宜、地域定着支援台帳の見直しを行い、必要に応じて地域定着支援台帳の変更を行っていますか。 ※　地域定着支援台帳の変更について、(2)から(4)までを準用してください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第42条第4項
46 常時の連絡体制の確保等 地域定着	(1)　利用者の心身の状況及び障がいの特性等に応じ、適切な方法により、当該利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保していますか。 ※　「常時の連絡体制の確保」は、夜間等に職員を配置する他、携帯電話等により利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保する方法によることも可能です。	□いる □いない □該当なし	地域基準第43条第1項 地域基準解釈通知第三の2の(3)
	(2)　適宜利用者の居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握していますか。 ※　利用者の状況把握については、居宅訪問等の見守りによる支援により利用者の状況及び利用者の緊急時等に適切に対応するための情報を把握してください。	□いる □いない □該当なし	地域基準第43条第2項 地域基準解釈通知第三 の2の(3)
47 緊急の事態における支援等 地域定着	(1)　利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行っていますか。	□いる □いない □該当なし	地域基準第44条第1項
	(2)　(1)の状況把握を踏まえ、当該利用者が置かれている状況に応じて、当該利用者の家族、当該利用者が利用する障害福祉サ	□いる □いない	地域基準第44条第2

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td></td><td>ービス事業者等、医療機関その他の関係機関との連絡調整、一時的な滞在による支援その他の必要な措置を適切に講じていますか。
※　一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行ってください。</td><td>□該当なし</td><td>項

地域基準解釈通知第三の2の(4)の①</td></tr>
<tr><td></td><td>(3)　一時的な滞在による支援について、次の要件を満たす場所において行っていますか。
①　利用者が一時的な滞在を行うために必要な広さの区画を有するとともに、一時的な滞在に必要な設備及び備品等を備えていること。
②　衛生的に管理されている場所であること。</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>地域基準第44条第3項</td></tr>
<tr><td></td><td>(4)　一時的な滞在による支援について、障害福祉サービス事業者等への委託により行っていますか。
※　地域定着支援事業者が事業所の宿直室等を確保して実施する他、障害福祉サービス事業者等への委託により障害者支援施設や短期入所事業所等の空室を活用できます。</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>地域基準第44条第4項
地域基準解釈通知第三の2の(4)の③</td></tr>
<tr><td colspan="4">第4　業務管理体制の整備</td></tr>
<tr><td>48
業務管理体制の整備
共通</td><td>(1)事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備していますか。

【事業所等の数に応じて整備する業務管理体制】
<table>
<tr><th>事業所等の数(※)</th><th>20未満</th><th>20～99</th><th>100以上</th></tr>
<tr><td>法令遵守責任者の選任</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr>
<tr><td>法令遵守規程の整備</td><td></td><td>□</td><td>□</td></tr>
<tr><td>業務執行状況の定期的な監査</td><td></td><td></td><td>□</td></tr>
</table>
・法令遵守責任者
関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等
・法令遵守規程
法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容(注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル)
・業務執行状況の監査方法
監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。監査は年1回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。
(※)事業所等の数のカウント方法
①障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設で合算
②一般及び特定相談支援事業所で合算
③障害児通所支援事業所及び指定医療機関で合算
④障害児入所施設及び指定医療機関で合算
⑤障害児相談支援事業所</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>法第51条の2等</td></tr>
<tr><td></td><td>(2)越谷市（障害福祉課)、都道府県又は厚生労働省(事業所等が2都道府県以上にある事業者)に業務管理体制の届出をしていますか。
【届出事項】
<table>
<tr><th>事業所等の数(※)</th><th>20未満</th><th>20～99</th><th>100以上</th></tr>
<tr><td>・事業者等の名称
・主たる事務所の所在地
・代表者の氏名、生年月日、住所、職名</td><td>□</td><td>□</td><td>□</td></tr>
<tr><td>法令遵守責任者の氏名及び生年月日</td><td></td><td>□</td><td>□</td></tr>
<tr><td>法令遵守規程の概要</td><td></td><td>□</td><td>□</td></tr>
<tr><td>業務執行状況の監査の概要</td><td></td><td></td><td>□</td></tr>
</table>
(※)上記(1)のカウント方法（①～⑤それぞれに届け出る）</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>法施行規則第34条の28第1項等</td></tr>
</table>

項目	点検のポイント	点検	根拠
	法令遵守責任者 職名・氏名		
	届出先	□越谷市 □その他（　　）	
	届出年月日	年　　月　　日	
	(3)届出事項に変更があったときは遅滞なく届け出ていますか。	□いる □いない □該当なし	法施行規則第34条の28第2項
	(4)業務管理体制（法令等遵守）について、職員に周知していますか。	□いる □いない □該当なし	
	(5)法令等遵守の具体的な取組みを行っていますか。 【取組み例】給付費の請求のチェックを対応している。 内部通報・事故報告に対応している。 業務管理体制についての研修を実施している。 法令遵守規程を整備している。　等	□いる □いない □該当なし	
	(6)法令等遵守に係る評価・改善等の取組みを行っていますか。	□いる □いない □該当なし	
第5－1　計画相談支援給付費の算定及び取扱い			
49 基本的事項 計画	(1)　費用の額は、平成24年厚生労働省告示第125号の別表「計画相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示第1号
	(2)　費用の額は、平成18年厚生労働省告示第539号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示第1号
	(3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示第2号
50 サービス利用支援費 計画	(1)　利用者に対して、サービス利用支援（サービス等利用計画の作成等）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。 イ　(計画相談支援費のうち)サービス利用支援費 ⑴ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） ⑵ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） ⑶ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） ⑷ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） ⑸ サービス利用支援費（Ⅰ） ⑹ サービス利用支援費（Ⅱ） サービス利用支援費は、特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定サービス利用支援を行った場合に、以下の区分に応じ、以下に掲げる方法で、1月につき所定単位数を算定する。 ① 機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た特定相談支援事業所における計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前6月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は推定数とし、以下「相談支援専門員の平均値数」）という。）で除して得た数（取扱件数）の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の1注1

項目	点検のポイント	点検	根拠
	型サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型サービス利用支援費は算定しない。 ② サービス利用支援費(Ⅰ)については、特定相談支援事業所における取扱件数の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ サービス利用支援費(Ⅱ)については、特定相談支援事業所における取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。		
	(2) 次の基準の全てを満たした上で、サービス利用支援費を算定していますか。 ① サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（計画基準第 15 条第 2 項第 6 号） ② サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障がい児の保護者の文書による同意（同項第 9 号及び第 12 号） ③ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障がい児の保護者及び担当者への交付（同項第 10 号及び第 13 号） ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第 11 号）	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の1注3 報酬留意事項通知第四の 1 (1)
	(3) 障害児相談支援対象保護者に対して、サービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。 ※ 障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります（継続サービス利用支援費も同様です。）。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の1注4 報酬留意事項通知第四の1(5)
51 継続サービス利用支援費 計画	(1) 利用者に対して、継続サービス利用支援（モニタリングの実施等）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、1 月につき所定単位数を算定していますか。 ロ （計画相談支援費のうち)継続サービス利用支援費 ⑴ 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） ⑵ 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） ⑶ 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） ⑷ 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） ⑸ 継続サービス利用支援費（Ⅰ） ⑹ 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 継続サービス利用支援費は、特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等に対して指定継続サービス利用支援を行った場合に、以下の区分に応じ、以下に掲げる方法で、1 月につき所定単位数を算定する。 ① 機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た特定相談支援事業所における取扱件数の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続サービス利用支援費を算定している場合においては、機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅰ)から機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続サービス利用支援費は算定しない。 ② 継続サービス利用支援費(Ⅰ)については、特定相談支援事業所における取扱件数の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ③ 継続サービス利用支援費(Ⅱ)については、特定相談支援事業	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 1 の注 2

項目	点検のポイント	点検	根拠
	所における取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ※　モニタリング期間を踏まえ、市町村が障がい者の心身の状況等を勘案して柔軟かつ適切に設定する期間ごとに継続サービス利用支援を実施する場合に算定しますが、対象者が不在である等により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援の実施予定月の翌月となった場合であって、市町村がやむを得ないと認めるときは、当該翌月においても継続サービス利用支援費を算定できます。		報酬留意事項通知第四の1(4)
	(2)　次の基準の全てを満たした上で、継続サービス利用支援費を算定していますか。 ①　利用者の居宅等への訪問による利用者又は障がい児の保護者への面接等（計画基準第 15 条第 3 項第 2 号） ②　サービス等利用計画の変更についての「サービス利用支援費」の(2)の①から④までに準じた手続の実施（同条第 3 項第 3 号により準用する同条第 2 項第 6 号、第 11 号から第 13 号まで）	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の1の注3 報酬留意事項通知第四の1(1)②
	(3)　障害児相談支援対象保護者に対して、サービスを行った場合には、所定単位数を算定していませんか。 ※　障害児支援利用計画を作成した場合は、障害児相談支援給付費の算定となります。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の1注4 報酬留意事項通知第四の1(5)
	(4)　同一の月において、同一の利用者に対して継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合には、継続サービス利用支援費を算定していませんか。 ※　計画相談支援費については、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、サービス等利用計画の作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定するものとする。 　なお、障害福祉サービス又は地域相談支援の支給決定等に当たってサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行った場合には、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できるものとする。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の1注5 報酬留意事項通知第四の1(6)
	【厚生労大臣が定める基準】 イ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） 　以下の基準のいずれかに適合すること。 ⑴　他の特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。 ㈡　24 時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。 ㈢　特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ㈣　基幹相談支援センター等から支援困難事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に指定計画相談支援を提供していること。 ㈤　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ㈥　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ㈦　当該特定相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談		平 27 厚労告 180・一

項目	点検のポイント	点検	根拠
	支援事業所において、専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置していること。 ㈧ 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、それぞれ専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置していること。 ㈨ 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が 40 未満であること。 ⑵ ⑴に規定する特定相談支援事業所以外の特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠ イの⑴の㈠から㈤までの基準に適合すること。 ㈡ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を４名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ㈢ 取扱件数が 40 未満であること。 ロ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)及び機能強化型継続サービス利用支援費(Ⅱ) 以下の基準のいずれかに適合すること。 ⑴ 他の特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠ イの⑴の㈠から㈥まで、㈧及び㈨の基準に適合すること。 ㈡ 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計３名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ⑵ ⑴に規定する特定相談支援事業所以外の特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠ イの⑴の㈠から㈤までの基準に適合すること。 ㈡ イの⑵の㈢の基準に適合すること。 ㈢ 専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 3 名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ハ 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） 以下の基準のいずれかに適合すること。 ⑴ 他の特定相談支援事業所と一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠ イの⑴の㈠、㈢から㈥まで及び㈨の基準に適合すること。 ㈡ 当該事業所及びこれと一体的に管理運営を行う特定相談支援事業所において、それぞれ専ら計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ⑵ ⑴に規定する特定相談支援事業所以外の特定相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠ イの⑴の㈠及び㈢から㈤までの基準に適合すること。 ㈡ イの⑵の㈢の基準に適合すること。 ㈢ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 二 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)及び機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） 以下の基準のいずれにも適合すること。 ⑴ ハの⑵の㈠及び㈡の基準に適合すること。 ⑵ 専ら計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上を常勤とするとともに、そのうち１名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。		
	※ 機能強化型サービス利用支援費（機能強化型継続サービス利用支援費）の取扱いについて (一) 趣旨 機能強化型サービス利用支援費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行		報酬留意事項通知第四の1(1)③

項目	点検のポイント	点検	根拠
	うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とする。 （二）基本的取扱方針 対象事業所は、 ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。 （三）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 180 号。以下「厚生労働大臣が定める基準」という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱いについては、次に定めるところによること。 ア 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）について （ア）(1)関係 一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならない。また、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や 24 時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の特定相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。 a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。 b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの⑴の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認が実施されていること。 c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。 （イ）(1)の㈠関係 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならないこと。 a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 （a）現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 （b）過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 （c）地域における事業者や活用できる社会資源の状況 （d）保健医療及び福祉に関する諸制度 （e）アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 （f）利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 （g）その他必要な事項 b 議事については、記録を作成し、5 年間保存しなければならないこと。 c 「定期的」とは、概ね週 1 回以上であること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)c に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。 （ウ）(1)の㈡関係 24 時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。 （エ）(1)の㈢関係 相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	（オ）(1)の㈣関係 　機能強化型サービス利用支援費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。 （カ）(1)の㈥関係 　一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、指定基準第 19 条に規定する運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 　なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。 （キ）(1)の㈦関係 　当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 　また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 （ク）(1)の㈧関係 　当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。 （ケ）(1)の㈨関係 　取扱件数については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。 　また、取扱件数は、1 月の当該指定特定相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等の数の前 6 月の平均値（以下「計画相談支援対象障害者等の平均数」という。）を、当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前 6 月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。 　なお、当該指定特定相談支援事業所が指定障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定障害児支援利用援助又は指定継続障害児支援利用援助を提供した障害児相談支援対象保護者の数も取扱件数に含むものとする。 （コ）⑵関係 　アの（ア）に規定する指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所にあっては、厚生労働大臣が定める基準第 1 号イの⑵の㈠及び㈢については、アの（イ）～（オ）及び（ケ）の規定を準用すること。 　厚生労働大臣が定める基準第 1 号イの⑵の㈡については、常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 　ただし、3 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 　また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 イ　機能強化型サービス利用支援費(Ⅱ)について 　厚生労働大臣が定める基準第 1 号ロの⑴の㈡については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 　ただし、2 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないも		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	のとする。 　また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 2 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 　なお、厚生労働大臣が定める基準第 1 号ロの⑴の㈠については、アの（イ）～（カ）まで、（ク）及び（ケ）の規定を準用すること。 　厚生労働大臣が定める基準第 1 号ロの⑵の㈢については、常勤かつ専従の相談支援専門員を 3 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 　ただし、2 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 　また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 2 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 ウ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅲ)について 　厚生労働大臣が定める基準第 1 号ハの⑴の㈡については、当該指定特定相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う指定特定相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 　ただし、現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 　また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 　なお、厚生労働大臣が定める基準第 1 号ハの⑴の㈠については、アの（イ）、（エ）～（カ）まで及び（ケ）の規定を準用すること。 　厚生労働大臣が定める基準第 1 号ハの⑵の㈢については、常勤かつ専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 　ただし、現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を除いた相談支援専門員については、指定特定相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 　また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 1 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 エ 機能強化型サービス利用支援費(Ⅳ)について 　厚生労働大臣が定める基準第 1 号ニの⑵については、専従の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。 　厚生労働大臣が定める基準第 1 号ニの⑴については、アの（イ）、（エ）、（オ）及び（ケ）の規定を準用すること。 　なお、機能強化型継続サービス利用支援費の取扱いについても同様である。		
	※　取扱件数の取扱いについて 　上記により、算定した取扱件数が 40 件以上の場合は、40 件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が、算定月におけるサービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費(Ⅱ)を適用する件数となる。		報酬留意事項通知第四の 1（2）

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の割り当てについて 　サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目（相談支援専門員の平均員数が 1 を超える場合にあっては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）以降の件数分について、サービス利用支援費（Ⅱ）又は継続サービス利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、サービス利用支援費（Ⅰ）又は継続サービス利用支援費（Ⅰ）を割り当てること。 　なお、当該特定相談支援事業所が障害児相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てること。		報酬留意事項通知第四の 1（3）
52 居宅介護支援費及び介護予防支援費重複減算 計画	(1)　居宅介護支援費重複減算(Ⅰ) 　相談支援専門員が、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が要介護 1 又は要介護 2 のものに対して、同法第 46 条第 1 項に規定する居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。 ①　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）　572 単位 ②　機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）　572 単位 ③　機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）　572 単位 ④　機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）　572 単位 ⑤　サービス利用支援費（Ⅰ）　572 単位 ⑥　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）　623 単位 ⑦　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）　623 単位 ⑧　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）　623 単位 ⑨　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）　623 単位 ⑩　継続サービス利用支援費（Ⅰ）　623 単位	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 1 注 6 報酬留意事項通知第四の 1(7)
	(2)　居宅介護支援費重複減算(Ⅱ) 　相談支援専門員が、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 のものに対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1 月につきそれぞれ次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。 ①　機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）　881 単位 ②　機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）　881 単位 ③　機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）　881 単位 ④　機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）　881 単位 ⑤　サービス利用支援費（Ⅰ）　881 単位 ⑥　サービス利用支援費（Ⅱ）　92 単位 ⑦　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）　932 単位 ⑧　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）　932 単位 ⑨　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）　932 単位 ⑩　機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）　932 単位 ⑪　継続サービス利用支援費（Ⅰ）　932 単位 ⑫　継続サービス利用支援費（Ⅱ）　278 単位	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 1 注 7 報酬留意事項通知第四の 1(7)
	(3)　介護予防支援費重複減算 　相談支援専門員が、介護保険法第 7 条第 2 項に規定する要支援状態区分が要支援 1 又は要支援 2 のものに対して、同法第 58 条第 1 項に規定する介護予防支援と一体的に継続サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費継続サービス利用支援費(（Ⅱ）を除く。)を算定した場合に、1 月につき 16 単位を所定単位数から減算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 1 の注 8 報酬留意事項通知第四の 1(7)
53 特別地域加算 計画	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、サービスを行った場合に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 1 注 9

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　厚生労働大臣が定める地域 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 176 号） ①　山村振興法に基づく山村振興地域（8 市町 13 地区） 飯能市名栗、ときがわ町大椚、秩父市浦山・上吉田・大滝、横瀬町芦ヶ久保、皆野町金沢・日野沢、小鹿野町三田川・倉尾・両神、本庄市本泉、神川町矢納 ②　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に基づく特定農山村地域（11 市町村 15 地区） 飯能市名栗、越生町梅園、ときがわ町都幾川、横瀬町全域、秩父市（吉田・荒川・大滝）、皆野町（金沢・日野沢・三沢）、小鹿野町全域、東秩父村全域、本庄市本泉、神川町神泉、春日部市庄和(宝珠花) ③　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎地域（4 市町 5 地区）、秩父市（大滝・吉田）、小鹿野町全域、神川町神泉、東秩父村全域		
54 利用者負担上限額管理加算 計画	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1 月に 150 単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 2 の注
55 初回加算 計画	指定特定相談支援事業者において、新規にサービス等利用計画（法第 5 条第 22 項に規定するサービス等利用計画をいう。以下同じ。）を作成する計画相談支援対象障害者等に対して、指定サービス利用支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1 月につき所定単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 3 注 1
	※　厚生労働大臣が定める基準 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。 ①　新規にサービス等利用計画を作成する場合 ②　利用者が障害福祉サービス等を利用する月の前 6 か月において障害福祉サービス及び地域相談支援を利用していない場合 ③　指定計画相談支援に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が 3 ヶ月を超える場合であって、3 ヶ月が経過する日以後に月 2 回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合 なお、上記③の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3 を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。 ただし、初回加算の算定月から、前 6 月間において居宅介護支援事業所等連携加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。		平 27 厚労省 告示第 180 号二 報酬留意事項通知第四の 4
	初回加算を算定する指定特定相談支援事業者において、指定計画相談支援の利用に係る契約をした日からサービス等利用計画案（法第 5 条第 22 項に規定するサービス等利用計画案をいう。）を計画相談支援対象障害者等に交付した日までの期間が 3 月を超える場合であって、当該指定計画相談支援の利用に係る契約をした日から 3 月を経過する日以後に、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、300 単位に当該面接をした月の数（3 を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算する。		計画告示別表の 3 注 2

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr>
<td>56
主任相談支援専門員配置加算
計画</td>
<td>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を１名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定特定相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。
※　厚生労働大臣が定める者
相談支援従事者現任研修を修了した後、相談支援又は障害児相談支援の業務に 3 年以上従事した者であって、下表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。
<table>
<tr><th>区分</th><th>科目</th><th>時間数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">講義</td><td>障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義</td><td>3</td></tr>
<tr><td>運営管理に関する講義</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">講義及び演習</td><td>相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習</td><td>13</td></tr>
<tr><td>地域援助技術に関する講義及び演習</td><td>11</td></tr>
</table>
(1)　趣旨
当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を１名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。
(2)　算定にあたっての留意事項
当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該指定特定相談支援事業所の従業者又は当該指定特定相談支援事業所以外の指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所及び指定一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。
なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。
ア　利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
イ　新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
ウ　当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言
エ　基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加
(3)　手続
この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</td>
<td>□いる
□いない
□該当なし</td>
<td>計画告示
別表の4の注

平 30 厚労省
告示第 115 号

報酬留意事項通知
第四の 5</td>
</tr>
<tr>
<td>57
入院時情報連携加算
計画</td>
<td>利用者が医療法第１条の５第１項に規定する病院又は同条第２項に規定する診療所(以下、「病院等」という。)に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に従い、当該病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、利用者１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。
ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しません。
イ　入院時情報連携加算（Ⅰ）　　200 単位</td>
<td>□いる
□いない
□該当なし</td>
<td>計画告示
別表の5の注</td>
</tr>
</table>

項目	点検のポイント	点検	根拠
	ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ）　　100 単位 ※　厚生労働大臣が別に定める基準 イ　入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ロ　入院時情報連携加算（Ⅱ） イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。		平 27 厚労省 告示第 180 号三
	※　「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の心身の状況（例えば障がいの程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいいます。		報酬留意事項通知第四の6(1)
	※　算定に当たっての留意事項 ①　入院時情報連携加算（Ⅰ） 医療機関へ出向いて、当該医療機関の職員と面談し、必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。 ②　入院時情報連携加算（Ⅱ） ①以外の方法により必要な情報を提供した場合に所定単位数を加算する。		報酬留意事項通知第四の6(2)
	※　情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX 等）等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。		報酬留意事項通知第四の6(3)
58 退院・退所加算 計画	下記に掲げる者（※）が退院、退所等をし、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用する場合において、当該利用者の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障害福祉サービス又は地域相談支援の利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該障がい福祉サービス又は当該地域相談支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期間中につき 3 回を限度として 200 単位を加算していますか(「初回加算」を算定する場合を除く)。	□いる □いない □該当なし	計画告示 別表の6の注
	（※） ・　障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）、生活保護法第 38 条第 2 項に規定する救護施設もしくは同条第 3 項に規定する更生施設に入所していた利用者 ・　病院等に入院していた利用者 ・　刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院法第 3 条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設に収容されていた利用者又は法務省設置法第 15 条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第 62 条第 3 項もしくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護もしくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた利用者		
	※　初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。 ※　利用者に関する必要な情報とは、「入院時情報連携加算」において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。		報酬留意事項通知第四の7(1)
	※　算定に当たっての留意事項 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施し		報酬留意事項通知第四の

項目	点検のポイント	点検	根拠
	た情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて 3 回分を限度に加算を算定できる。 ※　退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。		7(2) 報酬留意事項通知第四の7(3)
59 居宅介護支援事業所等連携加算 計画	指定特定相談支援事業者が、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等を利用している期間において、次の⑴から⑹までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ⑴から⑹までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（⑴から⑹までに掲げる場合のそれぞれについて 2 回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。また、計画相談支援対象障害者等が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内において、次の⑴から⑹までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ⑴から⑹までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。 (1)　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するに当たり、当該指定居宅介護支援等を提供する指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 2 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）又は指定介護予防支援事業所（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）第 2 条に規定する指定介護予防支援事業所をいう。）（以下「指定居宅介護支援事業所等」といい、当該計画相談支援対象障害者等が利用する指定特定相談支援事業所と一体的に運営している場合を除く。）に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該指定居宅介護支援事業所等における居宅サービス計画（介護保険法第 8 条第 24 項に規定する居宅サービス計画をいう。）又は介護予防サービス計画（同法第 8 条の 2 第 16 項に規定する介護予防サービス計画をいう。）の作成等に協力する場合 100 単位 (2)　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300 単位 (3)　計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援等の利用を開始するに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300 単位 (4)　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センター又は当該通常の事業所の事業主等（以下この注において「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該障害者就業・生活支援センター等に対して、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況等の当該計画相談支援対象障害者等に係る必要な情報を提供し、当該障害者就業・生活支援センター等における当該計画相談支援対象障害者等の支援	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の7の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	内容の検討に協力する場合 100 単位 (5)　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に 2 回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。）300 単位 (6)　計画相談支援対象障害者等が通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該計画相談支援対象障害者等の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） 300 単位		
	※　趣旨 当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合、居宅等への月 2 回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。 居宅介護支援事業所等連携加算の（1）及び（4）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。 居宅介護支援事業所等連携加算の（1）の「作成等に協力する場合」、同（4）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、介護保険法に規定する居宅介護支援事業所又は介護予防支援事業所（以下「居宅介護支援事業所等」という。）の介護支援専門員や障害者就業・生活支援センターの職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近のサービス等利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を介護支援専門員等に対して説明を行った場合等をいう。 居宅介護支援事業所等連携加算の（2）及び（5）の「居宅等」とは、利用者の居宅、障害者支援施設等、病院をいう。		報酬留意事項通知第四の8(1)
	※　算定に当たっての留意事項 当該加算は、（1）記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1 月につき居宅介護支援事業所等連携加算の（1）から（6）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ 2 回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内においては、1 月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、計画相談支援対象障害者等が指定居宅介護支援又は指定介護予防支援（以下「指定居宅介護支援等」という。）の利用を開始するにあたり、1 月に居宅等を 2 回以上訪問し、面接を行いかつ、指定居宅介護支援事業所等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。 ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は 1 回とする。 また、当該加算は、利用者が指定居宅介護支援等の利用を開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。 ただし、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、当該加算は算定できない。		報酬留意事項通知第四の8(2)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　手続 ① 居宅介護支援事業所等連携加算の（1）及び（4）を算定する場合は第4の6の(3)の規定を準用する。 【第4の6の(3)準用】 　情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 　なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。 ②居宅介護支援事業所等連携加算の（2）及び（5）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③居宅介護支援事業所等連携加算の（3）及び（6）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。		報酬留意事項通知第四の8(3)
60 医療・保育・教育機関等連携加算 計画	指定基準第2条第3項に規定する福祉サービス等（適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス）（障がい福祉サービス及び地域相談支援を除く。）を提供する機関の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の8の注
	※　次の要件をいずれも満たすものでなければなりません。 ア　利用者が利用する病院、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、利用者の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 イ　連携先と面談するに当たっては、当該利用者やその家族等も出席するよう努めること。		報酬留意事項通知第四の9(1)
	※　算定に当たっての留意事項 　当該加算は、初回加算を算定する場合又は退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものです。		報酬留意事項通知第四の9(2)
	※　関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及びサービス等利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 　ただし、作成したサービス等利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。		報酬留意事項通知第四の9(3) （報酬留意事項通知第四の7(3)準用）
61 集中支援加算 計画	指定特定相談支援事業者が、次の⑴から⑶までのいずれかに該当する場合に、計画相談支援対象障害者等1人につき1月に1回を限度として、それぞれ300単位を加算していますか。 (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、計画相談支援対象障害者等又は市町村等の求めに応じ、月に2回以上、当該計画相談支援対象障害者等の居宅等を訪問し、当該計画相談支援対象障害者等及びその家族に面接する場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） (2)サービス担当者会議（指定基準第15条第2項第11号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（計画相談支援対象障害者等についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の9の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	便宜の提供について検討を行う場合（サービス利用支援費又は継続サービス利用支援費を算定する月を除く。） (3)福祉サービス等を提供する機関等（以下この⑶において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、計画相談支援対象障害者等の障害福祉サービス等の利用について、関係機関相互の連絡調整を行った場合（サービス利用支援費若しくは継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。）		
	※趣旨 当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。 ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。		報酬留意事項通知第四の10(1)
	※　算定にあたっての留意事項 集中支援加算の（1）の「計画相談支援対象障害者等又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 集中支援加算の（2）の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者や家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。 集中支援加算の（3）の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、病院、企業、地方自治体等をいう。 なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、居宅介護支援事業所等連携加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、居宅介護支援事業所等連携加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。 また、指定サービス利用支援費、指定継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合においても当該加算は算定できない。		報酬留意事項通知第四の10(2)
	※　手続 ① 集中支援加算の（1）を算定する場合は、第四の8（3）の②の規定を準用する。 【第四の8（3）の②準用】 面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ②集中支援加算の（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③ 集中支援加算の（3）を算定する場合は、第四の8（3）の③の規定を準用する。 【第四の8（3）の③準用】 会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。		報酬留意事項通知第四の10(3)
62 サービス担当者会議実施加算 計画	継続サービス利用支援を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の10の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　継続サービス利用支援の実施時において、利用者の居宅等を訪問し利用者に面接することに加えて、サービス等利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握したサービス等利用計画の実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、サービス等利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。		報酬留意事項通知第四の11(1)
	※　算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス利用支援費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。		報酬留意事項通知第四の11(2)
	※　手続 サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。		報酬留意事項通知第四の11(3) 準用(四の10(3)②)
63 サービス提供時モニタリング加算 計画	事業所が、当該事業所がサービス等利用計画を作成した利用者が利用する障害福祉サービス等の提供現場を訪問することにより、障害福祉サービス等の提供状況等を確認し、及び記録した場合に、利用者1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。 ただし、相談支援専門員1人当たりの利用者の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しません。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の11の注
	※　継続サービス利用支援の実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス等を提供する事業所又は障害福祉サービス等の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。 なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。 ア　障害福祉サービス等の事業所等におけるサービスの提供状況 イ　サービス提供時の利用者の状況 ウ　その他必要な事項		報酬留意事項通知第四の12(1)
	※　算定に当たっての留意事項 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件を限度とし、当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。		報酬留意事項通知第四の12(2)
	※　上記確認結果の記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。		報酬留意事項通知第四の12(3)
64 行動障害支援体制加算 計画	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の12の注 平27厚労省告示第180号四
	※　厚生労働大臣が別に定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある知的障がい者や精神障がい者に対して適切な計画相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、行動障害のある障がい者へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※　強度行動障害を有する者から利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 ※　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することが必要です。		報酬留意事項通知第四の13(1) 報酬留意事項通知第四の 13(2)
65 要医療児者支援体制加算 計画	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所は、1 月につき 35 単位を加算していますか。 ※　厚生労働大臣が別に定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち法第 78 条第 2 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修（※）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 名以上配置していること。 ※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。 ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 ※　当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障がい児者その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児者等（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な計画相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※　「医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-10 に定める医療的ケア児等総合支援事業により行われる医療的ケア児等コーディネーター養成研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 ※　医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 ※　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することが必要です。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の13の注 平 27 厚労省告示第 180 号五 報酬留意事項通知第四の14(2) （報酬留意事項通知第四の13(2)準用） 報酬留意事項通知第四の14(1) （報酬留意事項通知第四の 13(2)準用）
66 精神障害者支援体制加算 計画	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所は、1 月につき 35 単位を加算していますか。 ※　厚生労働大臣が別に定める基準 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　特定相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（※）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 名以上配置していること。 ※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、精神障がい	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の14の注 平 27 厚労省告示第 180 号六

項目	点検のポイント	点検	根拠
	者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。 ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。 ※　当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障がい者等及び地域において単身生活等をする精神障がい者等に対して、地域移行支援や地域定着支援のマネジメントを含めた適切な計画相談支援を実施するために、精神障がい者等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障がい者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※　「精神障がい者等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業もしくは精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-21 に定める精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 ※　精神障がい者等から利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 ※　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することが必要です。		報酬留意事項通知第四の15(1) 報酬留意事項通知第四の15(2) （報酬留意事項通知第四の13(2)準用）
67 ピアサポート体制加算 計画	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た指定特定相談支援事業所において、指定計相談支援を行った場合に、1 月につき所定単位数を加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 イ　地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業員としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。 (一)　法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者 (二)　管理者、相談支援専門員その他指定特定計画支援に従事する者 ロ　イに掲げる者のいずれかにより、当該指定特定相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。 ハ　イに掲げる者を配置している旨を公表していること。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の 15 の注 平 27 厚労省告示第 180 号七

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td></td><td>
【経過措置】
※ 施行日(令和3年4月1日)から令和6年3月31日までの間は、厚生労働大臣が定める基準第七号の規定の適用については、次表の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>(1)</td><td>に限る。)</td><td>に限る。)又はこれに準ずるものとして市長が認める研修</td></tr>
<tr><td></td><td>次の(一)及び(二)に掲げるものを指定特定相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5 以上配置していること。
(一)　法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者
(二)　管理者、相談支援専門員その他指定計画相談支援に従事する者</td><td>法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者を指定特定相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>者のいずれか</td><td>者</td></tr>
</table>
</td><td></td><td>令3厚労省告示第 87 号</td></tr>
<tr><td></td><td>
【ピアサポート体制加算の取扱いについて】
　ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。
ア 障害者又は障害者であったと市長が認める者（以下「障害者等」という。）であって、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者
イ 管理者、相談支援専門員又はその他指定計画相談支援に従事する者なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定自立生活援助事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとする。
(一) 算定に当たっての留意事項
ア 研修の要件
「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1－17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。
　なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。
（ア）市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で 0.5 以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。
（イ）イに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。
　この場合において、市町村が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。
　また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類
</td><td></td><td>報酬留意事項通知第四の16（報酬留意事項通知第二の3(7) ④ 準用）</td></tr>
</table>

項目	点検のポイント	点検	根拠
	等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 イ 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。 （ア）身体障害者 身体障害者手帳 （イ）知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市町村が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 （ウ）精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。 ① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等 （エ）難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 （オ）その他市町村が認める書類又は確認方法 （二）手続 当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市町村へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※ ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。		
68 地域生活支援拠点等相談強化加算 計画	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（※1）を行った場合には、当該要支援者 1 人につき 1 月に 4 回を限度として 700 単位を加算していますか(※2)。 ※1 現に当該要支援者が短期入所を利用していない場合にあっては、サービス等利用計画の作成又は変更を含みます。 ※2 当該特定相談支援事業者が地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、計画相談支援の事業と地域定着支援の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合であって、当該地域定着支援事業者が地域報酬告示別表の第 2 の 1 の地域定着支援サービス費を算定する場合を除きます。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の16の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な相談機能として、地域の生活で生じる障がい者等や家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。		報酬留意事項通知第四の17(1)
	※　算定に当たっての留意事項 ・　当該加算は、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者（以下「要支援者」という。）又はその家族等からの要請に基づき、速やかに短期入所事業所に対して、当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合、利用者１人につき１月に４回を限度として加算するものです。 ・　他の特定相談支援事業所において計画相談支援を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該要支援者が短期入所を含む障害福祉サービス等を利用していない場合において、当該特定相談支援事業所によりサービス等利用計画を作成した場合は、当該計画作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて算定できるものです。 ・　地域定着支援事業所と一体的に事業を行っている場合であり、かつ当該地域定着支援事業所において当該利用者に係る地域定着支援サービス費を算定する場合は、特定相談支援事業所において当該加算は算定できません。		報酬留意事項通知第四の17(2)
	※　当該加算の対象となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとします。 　なお、作成した記録は５年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。		報酬留意事項通知第四の17(3)
69 地域体制強化共同支援加算 計画	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た特定相談支援事業所の計画相談支援専門員が、利用者の同意を得て、利用者に対して、利用者に福祉サービス等（適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス）を提供する事業者のうちいずれか３者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、法第89条の3第1項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該利用者に対してサービス利用支援を行っている特定相談支援事業所において、当該利用者１人につき１月に１回を限度として2,000単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	計画告示別表の17の注
	※　厚生労働大臣が別に定める基準 　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられているいることを定めていること。		平27厚労省告示第180号八
	※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制作りの機能として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うこと目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。		報酬留意事項通知第四の18(1)
	※　算定に当たっての留意事項 ・　当該加算は、支援が困難な利用者に対して、当該特定相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場		報酬留意事項通知第四の18(2)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	合に算定するものです。 ・　当該加算は、支援が困難な利用者に係る支援等を行う特定相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該特定相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該特定相談支援事業所が負担することが望ましいです。 ・　協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。 ※　当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとします。 　なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 ＜参考＞ 「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」(平成 30 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 3 号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)		報酬留意事項通知第四の 18(3)
第 5－2　地域相談支援給付費の算定及び取扱い			
70 基本的事項 地域移行 地域定着	(1)　費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 124 号の別表「地域相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示第 1 号
	(2)　費用の額は、平成 18 年厚生労働省告示第 539 号の「厚生労働大臣が定める 1 単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示第 1 号
	(3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示第 2 号
71 地域移行支援サービス費 地域移行	地域移行支援サービス費　（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） 　イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合するものとして市に届け出た地域移行支援事業者が、利用者に対して、地域移行支援（地域移行支援計画の作成等）を行った場合は、1 月につき下記の単位を算定していますか。 イ　地域移行支援サービス費(Ⅰ)　　3,504 単位 ロ　地域移行支援サービス費(Ⅱ)　　3,062 単位 ハ　地域移行支援サービス費(Ⅲ)　　2,349 単位 ※　別に厚生労働大臣が定める基準 **イ　地域移行支援サービス費(Ⅰ)** 一　次に掲げるいずれにも適合すること。 イ　指定地域移行支援事業所の従業者のうち、1 人以上が社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者又は障害者総合支援法第 78 条第 2 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(精神障害関係従業者養成研修における精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた相談支援専門員であること。 ロ　指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において 3 人以上いること。 ハ　指定地域移行支援事業所が、法第 5 条第 20 項に規定する精神科病院、指定基準第 1 条第二号に規定する障害者支援施設等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。 **ロ　地域移行支援サービス費(Ⅱ)** 二　次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　一のイ及びハに掲げる基準に適合すること。 ロ　指定地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を利	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第 1 の 1 の注 1 平 30 厚労省告示第 114 号

項目	点検のポイント	点検	根拠
	用した地域相談支援給付決定障害者のうち、地域における生活に移行した者が、前年度において１人以上いること。		
	地域移行支援サービス費(Ⅰ) （一）　専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものです。 具体的な要件は以下のとおりです。 ア　社会福祉士もしくは精神保健福祉士の資格を有する者又は「精神障害関係従事者養成研修事業について（平成 26 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 5 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）別添 2 の 3 の(2)のイに規定する精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者である相談支援専門員を１人以上配置していること。 イ　当該事業所において、地域移行支援を利用した利用者のうち、前年度に指定基準第１条第１項第２号から第４号までに規定する施設（障害者支援施設等、救護施設等、掲示施設等）（以下「対象施設」という）を退院、退所等し、地域生活に移行した者が１人以上であること。 ウ　対象施設と緊密な連携を図り、利用者の退院、退所等に向けた会議への参加や地域移行に向けた障害福祉サービスの説明、事業所の紹介、地域移行など同様の経験のある障がい当事者（ピアサポーター等）による意欲喚起のための活動等を、いずれかの対象施設に対し、概ね月１回以上行っていること。 **地域移行支援サービス費(Ⅱ)** （二）　地域移行支援サービス費(Ⅱ)については、指定地域移行支援事業所のうち、(一)に規定するア及びウの要件を満たす事業所であって、かつ、指定地域移行支援を利用した地域相談支援給付決定障害者のうち、前年度に、対象施設を退院、退所等し、地域生活に移行した者が 1 人以上である事業所において、指定地域移行支援を行った場合に算定します。 **地域移行支援サービス費(Ⅲ)** （三）　地域移行支援サービス費（Ⅲ）については、(一）又は（二）に規定する要件を満たさない地域移行支援事業所において、地域移行支援を行った場合に算定する。		報酬留意事項通知第三の1(1)① ①
	※次の基準のいずれかを満たさない場合に、地域移行支援サービス費を算定していませんか。 ①　地域移行支援計画の作成（地域相談支援基準） ②　利用者への対面による支援を 1 月に 2 日以上行わない場合（地域相談支援報酬告示）	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の1の注2
72 特別地域加算 地域移行	別に厚生労働大臣が定める地域の障害者支援施設等に入所等している利用者に対して、地域移行支援を行った場合に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の1の注3
	※　厚生労働大臣が定める地域 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成 21 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 176 号）を参照ください。		
73 ピアサポート体制加算 地域移行	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た地域移行支援事業所において、指定地域移行支援を行った場合に、1 月につき 100 単位加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の1の2の注 平 30 厚労省告示第 114 号・三
	【厚生労働大臣が定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 (1)　地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。		

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td></td><td>（一）　法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事又は市長が認める者
（二）　管理者又は指定地域移行支援従事者
(2)　　(1) に掲げる者のいずれかにより、当該指定地域移行支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。
(3)　　(1) に掲げる者を配置している旨を公表していること。</td><td></td><td rowspan="2">令3厚労省告示第 87 号</td></tr>
<tr><td></td><td>【経過措置】
施行日(令和 3 年 4 月 1 日)から令和 6 年 3 月 31 日までの間は、厚生労働大臣が定める基準第三号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>(1)</td><td>に限る。）</td><td>に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が認める研修</td></tr>
<tr><td></td><td>次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域移行支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。
(一)　法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が認める者
(二)　管理者又は指定基準第 3 条第 1 項に規定する指定地域移行支援従事者</td><td>法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者を指定地域移行支援事業所の従業者として常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>者のいずれか</td><td>者</td></tr>
</table></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>【ピアサポート体制加算の取扱いについて】
ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。
ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下「障害者等」という。）であって、指定地域移行支援従事者として従事する者
イ 管理者、指定地域移行支援従事者として従事する者
なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとする。
（一）算定に当たっての留意事項
ア 研修の要件
「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1－17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。
なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。
（ア）都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で 0.5 以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。
（イ）イに規定する者の配置がない場合も算定できるものと</td><td></td><td>報酬留意事項通知第三の1(3)
準用（第二の3(7)④）</td></tr>
</table>

項目	点検のポイント	点検	根拠
	する。 　この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。 　また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 イ 障害者等の確認方法 　当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。 （ア）身体障害者 身体障害者手帳 （イ）知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障　害者更相談所に意見を求めて確認する。 （ウ）精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。 ① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）　等 （エ）難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 （オ）その他都道府県が認める書類又は確認方法 （二）手続 　当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 　なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※　ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。		
74 初回加算 地域移行	地域移行支援の利用を開始した月について、1 月につき 500 単位を加算していますか。 ※　初回加算を算定した後、引き続き当該病院や施設等に入院、入所等している間に地域移行支援の給付決定が更新された場合や他の病院や施設等に転院、転所等して引き続き地域移行支援を利用する場合は、再度初回加算を算定することはできません。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の3の注 報酬留意事項通知第三の

項目	点検のポイント	点検	根拠
	また、初回加算を算定した後に病院や施設等を退院、退所等し、その後、再度病院や施設等に入院、入所等する場合は、当該退院、退所等した日から再度入院、入所等した日までの間が3月間以上経過している場合に限り再度初回加算を算定できます ただし、指定地域移行支援事業者が変更となる場合はこの限りではありません。		1(4)
75 集中支援加算 地域移行	利用者との対面による支援を1月に6日以上実施した場合に、1月につき500単位を加算していますか。 ※　退院・退所月加算を算定する月は、加算できません。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の2の注
76 退院・退所月加算 地域移行	利用者の精神科病院、障害者支援施設等、救護施設等又は刑事施設等からの退院、退所等をする日が属する月に、地域移行支援を行った場合に、1月につき2,700単位を加算していますか。 ただし、当該地域相談支援給付決定障害者が、退院、退所等をした後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、加算しません。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表 第1の3の注1
	退院・退所月加算を算定する利用者が、精神科病院に入院した日から起算して3月以上1年未満の期間内に当該精神科病院から退院した者である場合には、更に1月につき所定単位数に500単位を加算する。 ➡利用者が精神科病院に入院した日から起算して90日以上1年未満の期間内に退院した場合に限り算定できるものである。		地域告示別表 第1の3の注2
	※　退院・退所月加算については、退院、退所等をする月において、地域生活への移行に向けた各種の支援を集中的に実施できるよう加算するものであるため、当該加算が算定される月においては、利用者との対面による支援を少なくとも2日以上行うこと等が算定に当たっての要件となることに留意してください。		報酬留意事項通知第三の1(6)
	※　翌月に退院、退所等をすることが確実に見込まれる場合であって、退院、退所等をする日が翌月の初日等であるときにあっては、退院、退所等をする日が属する月の前月において算定できます。 この場合において、結果として翌月に当該者が退院、退所等をしなかったときは、当該加算額は返還することになります。 なお、その後の支援の結果、当該者が退院、退所等をした場合は、退院・退所月加算を算定して差し支えありません。		
	※　退院・退所月加算については、次のいずれかに該当する場合には、算定できません。 ① 退院又は退所して病院又は診療所へ入院する場合 ② 退院又は退所して他の社会福祉施設等へ入所する場合 ③ 死亡による退院又は退所の場合		
77 障害福祉サービスの体験利用加算 地域移行	(1)　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ） 障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して5日以内の期間について、1日につき500単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の4の注1
	(2)　障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅱ） 障害福祉サービスの体験的な利用支援を提供した場合に、体験的な利用支援の提供を開始した日から起算して6日以上15日以内の期間について、1日につき250単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の4の注2
	(3)　別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た地域移行支援事業所が、(1)又は(2)を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表 第1の4の注3
	※　別に厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、当該地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。		平30厚労省告示第114号 四 報酬留意
	※　体験利用加算については、障害福祉サービスの利用を希望し		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	ている者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に、利用日数に応じ算定できるものです。 　また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、15 日を限度として算定できるものです。 ※　地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度 15 日を限度として算定できます。		事項通知第三の 1(7)
78 体験宿泊加算 地域移行	(1)　利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供した場合に、15 日を限度として、体験宿泊加算(Ⅰ)として、1 日につき 300 単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の5の注1
	(2)　利用者に対して、体験的な宿泊支援（単身での生活に向けたもの）を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合に、15 日を限度として、体験宿泊加算(Ⅱ)として、1 日につき 700 単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第1の5の注2
	※　体験宿泊加算については、単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できます。 　なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えありませんが、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除きます。 　また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できますが、当該委託による場合であっても、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行ってください。		報酬留意事項通知第三の1の(8)
	※　共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認してください。		
	※　体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できます。 　なお、体験宿泊加算（Ⅰ）については、利用者が、体験宿泊場所において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えありません。		
	※　施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能ですが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できます。		
	※　体験宿泊加算(Ⅱ)については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できます。 　なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えありません。 　夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行ってください。		
	※　体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、合計して 15 日を限度として算定できるものです。		報酬留意事項通知

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度合計して 15 日を限度として算定できます。		第三の1の(8)
	(3)　別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た地域移行支援事業所において、体験宿泊加算（Ⅰ）又は体験宿泊加算（Ⅱ）を算定する場合に、さらに 1 日につき所定単位数に 50 単位を加算していますか。 ※　別に厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、当該地域移行支援事業所が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ※　市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市に届け出た地域移行支援事業所の場合、(1)又は(2)に定める単位数に、さらに 50 単位を加算するものです。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表 第1の5注3 平 30 厚労省告示第 114 号 五 報酬留意事項通知第三の1の(8)⑦
79 居住支援連携体制加算 地域移行	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定地域移行支援事業所において、住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援法人等」という。）に対して、1 月に 1 回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1 月につき 35 単位加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表 第1の6
	【厚生労働大臣が定める基準】 ※次に掲げるいずれにも適合すること。 イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ　イに規定する体制を確保している旨を公表していること。		平 30 厚労省告示第 114 号 六
	居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、指定自立生活援助事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 40 条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第 51 条第 1 項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要が		報酬留意事項通知第三の1の(9) 準用（第二の3(7)⑩）

項目	点検のポイント	点検	根拠
	あること。		
80 地域居住支援体制強化推進加算 地域移行	指定地域移行支援事業所の従業者が、当該事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該指定地域移行支援事業所において、当該利用者 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 500 単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示 別表 第 1 の 7
	地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号）別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。		報酬留意事項通知第三の 1 の(10) 準用（第二の 3(7)⑪）
81 地域定着支援サービス費 地域定着	(1)　地域定着支援として、常時連絡体制の確保等を行った場合に、体制確保費として、1 月につき 306 単位を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示 別表第 2 の注 1
	(2)　次の基準のいずれかを満たさない場合には、地域定着支援サービス費を算定していませんか。 ① 地域定着支援台帳の作成に係るアセスメントに当たっての利用者との面接等（地域基準第 42 条第 3 項） ② 適宜の利用者の居宅への訪問等による状況把握（地域基準第 43 条第 2 項）	□いる □いない □該当なし	地域告示 別表 第 2 の注 3 報酬留意事項通知第三の 2(1)
82 緊急時支援費 地域定着	(1)　緊急時支援費（Ⅰ） 利用者の障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1 日につき 712 単位を算定していますか。	□いる □いない □該当なし	地域告示 別表第 2 の注 2
	※　緊急時支援費（Ⅰ）については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるものです。		報酬留意事項通知第三の 2(2)②
	(2)　別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た地域定着支援事業所において、緊急時支援費	□いる □いない	地域告示 別表第 2 の注 2 の 2

項目	点検のポイント	点検	根拠
	（Ⅰ）を算定する場合に、さらに1日につき所定単位数に50単位を加算していますか。 ※　別に厚生労働大臣が定める基準 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。	□該当なし	
	(3)　緊急時支援費（Ⅱ） 利用者の障がい特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者またはその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に、1日につき95単位を算定していますか。 ただし、この場合において、緊急時支援費（Ⅰ）を算定している場合は、算定できません。 ※　緊急時支援費（Ⅱ）については緊急時支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜（午後10時から午前6時までの時間をいう。）に電話による相談援助を行った場合に算定できるものです。 ただし、緊急時支援（Ⅰ）を算定する場合は、当該緊急時支援費は算定できません。 ※　緊急時支援費に係る利用者の障がいの特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておいてください。 ※　緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援費の算定対象である旨等を記録してください。 ※　一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できます。また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できます。 ※　一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障がい者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できます。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第2の注2の3 報酬留意事項通知第三の2(2)③ 報酬留意事項通知第三の2(2)① 報酬留意事項通知第三の2(2)④ 報酬留意事項通知第三の2(2)⑤ 報酬留意事項通知第三の2(2)⑥
83 特別地域加算 地域定着	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、地域定着支援を行った場合に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 ※　厚生労働大臣が定める地域 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成21 年3月30日厚生労働省告示第176 号）を参照ください。	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第2の注4
84 ピアサポート体制加算 地域定着	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市に届け出た指定地域定着支援事業所において、指定地域定着支援を行った場合に、1月につき100単位加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 (1)　地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域定着支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。 (一)　法第4条第1項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が認める者 (二)　管理者又は指定地域定着支援従事者	□いる □いない □該当なし	地域告示別表第2の2注 平30厚労省告示第114号八

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td></td><td>
(2)　(1) に掲げる者のいずれかにより、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。
(3)　(1) に掲げる者を配置している旨を公表していること。
【経過措置】
施行日(令和 3 年 4 月 1 日)から令和 6 年 3 月 31 日までの間は、厚生労働大臣が定める基準第三号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>(1)</td><td>に限る。）</td><td>に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が認める研修</td></tr>
<tr><td></td><td>次の(一)及び(二)に掲げるものを指定地域定着支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。
(一)　法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事（指定都市又は中核市の市長）が認める者
(二)　管理者又は指定地域定着支援従事者</td><td>法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者を指定地域定着支援事業所の従業者として常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>者のいずれか</td><td>者</td></tr>
</table>
【ピアサポート体制加算の取扱いについて】
ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することができる。
ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者（以下「障害者等」という。）であって、地域定着支援従事者として従事する者
イ 管理者、地域定着支援従事者として従事する者
なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（地域移行支援事業所、自立生活援助事業所、計画相談支援事業所又は障害児相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとする。
(一) 算定に当たっての留意事項
ア 研修の要件
「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1－17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。
なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。
(ア) 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で 0.5 以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。
(イ) イに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。
この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピ
</td><td></td><td>報酬留意事項通知第三の 2(4) 準用（第二の 3(7)④）</td></tr>
</table>

項目	点検のポイント	点検	根拠
	アサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。 　また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 イ 障害者等の確認方法 　当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。 （ア）身体障害者 身体障害者手帳 （イ）知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更相談所に意見を求めて確認する。 （ウ）精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものではない。）。 ① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること） 等 （エ）難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 （オ）その他都道府県が認める書類又は確認方法 （二）手続 　当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 　なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※　ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。		
85 日常生活支援情報提供加算 地域定着	地域定着支援事業所の利用者のうち、精神科病院等に通院する者について、当該利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合において、当該地域定着支援事業所の従業者が、あらかじめ当該利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の心身の状況、生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、当該利用者１人につき１月に１回を限度として 100 単位加算していますか。 　日常生活支援情報提供加算については、精神科病院等に通院する者の自立した日常生活を維持する観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、当該精神科病院等の職員に対して、当該利用者の	□いる □いない □該当なし	地域告示 別表第２の３注 報酬留意事項通知第三の

項目	点検のポイント	点検	根拠
	心身の状況や生活環境等の当該利用者の自立した日常生活の維持に必要な情報を提供した場合に、実施した月について算定できるものであること。 「精神科病院等」とは、具体的には、精神科病院、医療法に規定する病院若しくは診療所(精神病床を有するもの又は同法第8条若しくは医療法施行令第4条の2の規定により精神科若しくは心療内科を担当診療科名として届け出ているものに限る。)を指すものである。 「利用者の自立した日常生活を維持するために必要と認められる場合」とは、具体的には、服薬管理が不十分である場合や生活リズムが崩れている場合等であること。 情報提供を行った日時、提供先、内容、提供手段（面談、文書、FAX等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。		2(5) 準用（第二の3(7)⑨）
86 居住支援連携体制加算 地域定着	別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た地域定着支援事業所において、居住支援法人等に対して、1月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、1月につき35単位加算していますか。 【厚生労働大臣が定める基準】 ※次の掲げるいずれにも適合すること。 イ　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人又は同法51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により、利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保していること。 ロ　イに規定する体制を確保している旨を公表していること。 居住支援連携体制加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、地域定着支援事業所が住宅確保要配慮者居住支援法人（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人をいう。以下同じ。）又は同法第51条第1項に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会と、毎月、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報の共有をしなければならないものであること。 「利用者の住宅の確保及び居住の支援に係る必要な情報」とは、具体的には、利用者の心身の状況（例えば、障害の程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における本人の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況、利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応等に関する情報であること。 「情報の共有」については、原則、対面による情報共有のほか、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、障害を有する者が参加する場合には、その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお、個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。また、テレビ電話装置等を使用する場合には、当該情報の共有に支障がないよう留意すること。 情報の共有を行った日時、場所、内容、共有手段（面談、テレビ電話装置等の使用等）等について記録を作成し、5年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。 当該加算を算定する場合は、住宅確保要配慮者居住支援法人又は住宅確保要配慮者居住支援協議会との連携により利用者の住宅の確保及び居住の支援を図る体制を確保している旨を市へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。	□いる □いない □該当なし	地域告示 別表第2の4注 平30厚労省 告示第114号 六 報酬留意事項通知 第三の2(6) 準用（第二の3(7)⑩）
87 地域居住支援体制	地域定着支援事業所の従業者が、当該事業所の利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、居宅における生活上必要な説明及び指導を行った上で、	□いる □いない □該当なし	地域告示 別表第2の5注

項目	点検のポイント	点検	根拠
強化推進加算 地域定着	協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、当該地域定着支援事業所において、当該利用者１人につき１月に１回を限度として 500 単位を加算していますか。 地域居住支援体制強化推進加算については、利用者の住居の確保及び居住の支援の充実を図り、安心して地域で暮らせる環境整備を推進する観点から、利用者の同意を得て、当該利用者に対して、住宅確保要配慮者居住支援法人と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った上で、協議会（法第 89 条の３第１項に規定する協議会をいう。以下同じ。）又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針別表第一の八に規定する保健、医療及び福祉関係者による協議の場をいう。以下同じ。）に対し、当該説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題を報告した場合に、実施した月について算定できるものであること。 説明及び指導の内容並びに住宅の確保及び居住の支援に係る課題は、協議会等への出席及び資料提供や文書等による方法で報告すること。 当該加算の対象となる在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を行った場合には、当該支援内容を記録するものとする。また、協議会又は保健、医療及び福祉関係者による協議の場に対し報告した日時、報告先、内容、報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市長から求めがあった場合については、提出しなければならない。		報酬留意事項通知第三の２の(7) 準用（第二の３(7)⑪）
第５－３　障害児相談支援給付費の算定及び取扱い			
88 基本的事項 障がい児	(1)　費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 126 号の別表「障害児相談支援給付費単位数表」により算定していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 第１号
	(2)　費用の額は、平成 24 年厚生労働省告示第 128 号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 第１号
	(3)　(1)、(2)の規定により費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 第２号
89 障害児支援利用援助費 障がい児	(1)　障がい児の保護者に対して、障害児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成等）を行った場合は次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により、１月につき所定単位数を算定していますか。 イ　障害児支援利用援助費 ⑴ 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ） ⑵ 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ） ⑶ 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ） ⑷ 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所における障害児相談支援対象保護者の数を当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前６月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とし、以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型障害児	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 別表の１の注１

項目	点検のポイント	点検	根拠
	支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型障害児支援利用援助費は算定しない。 ⑸ 障害児支援利用援助費（Ⅰ） 障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ⑹ 障害児支援利用支援費（Ⅱ） 障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。		
	(2) 次の基準の全てを満たした上で、障害児支援利用援助援費を算定していますか。 ① 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障がい児の居宅への訪問による障がい児及びその家族への面接等（障がい児基準第15 条第2項第6号） ② 障害児支援利用計画案の障がい児又はその家族への説明並びに障がい児又障がい児の保護者の文書による同意（同項第8号及び第11 号） ③ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障がい児等及び担当者への交付（同項第9号及び第12 号） ④ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）	□いる □いない □該当なし	報酬留意事項通知（児童）第四の1(1)
90 継続障害児支援利用援助費 障がい児	(1) 障がい児の保護者に対して、継続障害児支援利用援助（モニタリングの実施等）を行った場合は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる方法により1月につき所定単位数を算定していますか。 ロ 継続障害児支援利用援助費 ⑴ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） ⑵ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） ⑶ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） ⑷ 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ） 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。ただし、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのいずれかの機能強化型継続障害児支援利用援助費を算定している場合においては、機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ)から機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅳ)までのその他の機能強化型継続障害児支援利用援助費は算定しない。 ⑸ 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） 障害児相談支援事業所における取扱件数の40未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。 ⑹ 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） 障害児相談支援事業所における取扱件数が40以上である場合において、当該取扱件数から39を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定する。	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の1の注2
	(2) 次の基準のいずれかを満たさない場合に、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。 ① 障がい児の居宅への訪問による障がい児又はその家族への面接等 （障がい児基準第15条第3項第2号） ② 障害児支援利用計画の変更についての「障害児支援利用援助費」の（2）の①～④までに準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第8号、第9号もしくは第10号～第12号）	□いる □いない □該当なし	報酬留意事項通知（児童）第四の1(1)②
	(3) 同一の月において、同一の障がい児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行った後に、障害児支援利用援	□いる □いない	障がい児告示

項目	点検のポイント	点検	根拠
	助を行った場合には、継続障害児支援利用援助費を算定していませんか。	□該当なし	別表の1の注4
	※　障害児相談支援費については、通所給付決定の有効期間の終期月等において、継続障害児支援利用援助を行った結果、通所給付決定の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係る障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用計画の作成の一連の支援であることから、継続障害児支援利用援助費は算定せず、障害児支援利用援助費のみ算定するものとします。 　なお、通所給付決定に当たって障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該通所給付決定に係るサービスの利用状況を検証するための継続障害児支援利用援助を行った場合には、障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の両方を算定できるものとします。		報酬留意事項通知（児童）第四の1(5)
	【厚生労働大臣が定める基準】 イ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅰ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅰ) 以下の基準のいずれかに適合すること。 (1) 他の障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠　障害児に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議を定期的に開催していること。 ㈡　24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて障害児等の相談に対応する体制を確保していること。 ㈢　障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。 ㈣　基幹相談支援センター等から支援困難事例を紹介された場合においても、当該事例に係る者に指定障害児相談支援を提供していること。 ㈤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。 ㈥ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ㈦ 当該障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計4名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ㈧ 当該障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置していること。 ㈨ 当該障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、それぞれ取扱件数が40未満であること。 (2) (1)に規定する障害児相談支援事業所以外の障害児相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠　イの(1)の㈠から㈤までの基準に適合すること。 ㈡　専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 4 名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ㈢　取扱件数が40未満であること。 ロ　機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅱ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(Ⅱ) 以下の基準のいずれかに適合すること。 (1) 他の障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠　イの(1)の㈠から㈥まで、㈧及び㈨の基準に適合すること。 ㈡　当該障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 (2) (1)に規定する障害児相談支援事業所以外の障害児相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。		平27厚労告181・一

項目	点検のポイント	点検	根拠
	㈠ イの⑴の㈠から㈤までの基準に適合すること。 ㈡ イの⑵の㈢の基準に適合すること。 ㈢ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 3 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ハ 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） 以下の基準のいずれかに適合すること。 (1) 他の障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠ イの⑴の㈠、㈢から㈥まで及び㈨の基準に適合すること。 ㈡ 当該障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 (2) ⑴に規定する障害児相談支援事業所以外の障害児相談支援事業所にあっては、以下の基準のいずれにも適合すること。 ㈠ イの⑴の㈠及び㈢から㈤までの基準に適合すること。 ㈡ イの⑵の㈢の基準に適合すること。 ㈢ 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 二 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ） 以下の基準のいずれにも適合すること。 (1) ハの⑵の㈠及び㈡の基準に適合すること。 (2) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上を常勤とするとともに、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。 ※ 機能強化型障害児支援利用援助費(機能強化型継続障害児支援利用援助費）の取扱いについて (一)趣旨 機能強化型障害児支援利用援助費は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とする。 (二) 基本的取扱方針 対象事業所は、 ・ 公正中立性を確保し、サービス提供主体からも実質的に独立した事業所であること ・ 常勤かつ専従の相談支援専門員が配置され、どのような支援困難ケースでも適切に支援できる体制が整備されており、市町村や基幹相談支援センター等との連携体制が確保されているほか、協議会との連携や参画が強く望まれるものである。 (三) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 181 号。以下「厚生労働大臣が定める基準」 という。）の具体的運用方針 厚生労働大臣が定める基準における各要件の取扱については、次に定めるところによる。 ア 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）について (ア) (1)関係 一体的に管理運営を行うとは、次の要件を満たすものでなければならない。また、複数の事業所が協働して体制の確保や質の向上に向けた取組をすることとし、人員配置要件や 24 時間の連絡体制確保要件については、地域生活支援拠点等を構成する複数の障害児相談支援事業所全体で人員配置や連絡体制が確保されていることをもって要件を満たすこととする。 a 協働体制を確保する事業所間において、協定を締結していること。 b 厚生労働大臣が定める基準第1号イの⑴の要件を満たしているかについて、協定を締結した事業所間において定期的（月 1 回）に確認していること。		報酬留意事項通知（児童）第四の1(1)③

項目	点検のポイント	点検	根拠
	c 原則、全職員が参加するケース共有会議、事例検討会等を月 2 回以上共同して実施していること。 （イ）（1)の㈠関係 「利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議」は、次の要件を満たすものでなければならない。 a 議題については、少なくとも次のような議事を含めること。 （a）現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針 （b）過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策 （c）地域における事業者や活用できる社会資源の状況 （d）保健医療及び福祉に関する諸制度 （e）アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術 （f）利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針 （g）その他必要な事項 b 議事については、記録を作成し、5 年間保存しなければならないこと。 c 「定期的」とは、おおむね週 1 回以上であること。 なお､一体的に管理運営を行う事業所であってア(ア)c に定める会議を開催した週については、当該会議をもって本会議を開催したこととして差し支えない。 （ウ）（1)の㈡関係 24 時間連絡可能な体制とは、常時、担当者が携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があることをいうものであり、当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。 （エ）（1)の㈢関係 相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）を修了した相談支援専門員の同行による研修については、当該相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。 なお、一体的に管理運営を行う事業所のうち、現任研修を修了した相談支援専門員が配置されていない事業所に新規に採用した従業者がいる場合、他の一体的に管理運営を行う事業所に配置された現任研修修了者から適切な指導を行う必要がある。 （オ）（1)の㈣関係 機能強化型障害児支援利用援助費算定事業所については、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れるものでなければならず、また、そのため、常に基幹相談支援センター、委託相談支援事業所又は協議会との連携を図らなければならないこと。 （カ）（1)の㈤関係 一体的に管理運営を行う事業所それぞれが、運営規程において、地域生活支援拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めていること。 なお、一体的に管理運営を行う事業所の範囲は、同一市町村又は同一圏域内の地域生活支援拠点等を構成している場合に限る。 （キ）（1)の㈥関係 当該障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を 4 名以上配置し、そのうち 1 名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。ただし、3 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 （ク）（1)の㈦関係 当該障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、常勤専従の相談支援専門員をそれぞれ 1 名以上配置していること。 （ケ）（1)の㈧関係 取扱件数については、当該障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所においてそれぞれ 40 件未満であること。		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	また、取扱件数は、1月の当該障害児相談支援事業所全体の障害児相談支援対象保護者の数の前6月の平均値（以下「障害児相談支援対象保護者の平均数」という。）を、当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値（以下「相談支援専門員の平均員数」という。）で除して得た数とする。 なお、当該障害児相談支援事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を提供した計画相談支援対象障害者等の数も取扱件数に含むものとする。 （コ）⑵関係 アの（ア）に規定する障害児相談支援事業所以外の障害児相談支援事業所にあっては、厚生労働大臣が定める基準第1号イの⑵の㈠及び㈢については、アの（イ）～（オ）及び（ケ）の規定を準用すること。 厚生労働大臣が定める基準第1号イの⑵の㈡については、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、3名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 イ 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）について 厚生労働大臣が定める基準第1号ロの⑴の㈡については、当該障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ロの⑴の㈠については、アの（イ）～（カ）まで、（ク）及び（ケ）の規定を準用すること。 厚生労働大臣が定める基準第1号ロの⑵の㈢については、常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、2名（現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該障害児相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該2名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 ウ 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）について 厚生労働大臣が定める基準第1号ハの⑴の㈡については、当該障害児相談支援事業所及び一体的に管理運営を行う障害児相談支援事業所において、常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、現任研修を修了した相談支援専門員1名を除いた相談支援専門員については、障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該1名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 なお、厚生労働大臣が定める基準第1号ハの⑴の㈠については、アの（イ）、		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	（エ）～（カ）まで及び（ケ）の規定を準用すること。 厚生労働大臣が定める基準第１号ハの⑵の㈢については、常勤かつ専従の相談支援専門員を２名以上配置し、そのうち１名以上が現任研修を修了した相談支援専門員であること。 ただし、現任研修を修了した相談支援専門員１名を除いた相談支援専門員については、障害児相談支援事業所の業務に支障がないと市町村が認めた場合においては、同一敷地内にあるそれ以外の他の事業所の職務を兼務しても差し支えないものとする。 また、同一敷地内にある事業所が特定相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の場合については、当該１名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 エ 機能強化型障害児支援利用援助費(Ⅳ)について 厚生労働大臣が定める基準第１号ニの⑵については、専従の相談支援専門員を２名以上配置し、かつ、そのうち１名以上が現任研修を修了した常勤の相談支援専門員であること。 厚生労働大臣が定める基準第１号ニの⑴については、アの（イ）、（エ）、（オ）及び（ケ）の規定を準用すること。 なお、機能強化型継続障害児支援利用援助費の取扱いについても同様である。		
	取扱件数の取扱について ※上記方法により算定した取扱件数が 40 件以上の場合は、40 件以上に相当する件数に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。）が算定月における障害児支援利用援助費（Ⅱ）又は継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）を適する件数となります。		報酬留意事項通知（児童）第四の1(2)
	障害児支援利用援助費及び継続障害児支援利用援助費の割り当てについて ※障害児支援利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）及び継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の利用者ごとの割り当てに当たっては、利用者の契約日が新しいものから順に、40 件目（相談支援専門員の平均員数が１を超える場合にあっては、40 に相談支援専門員の平均員数を乗じた件数（小数点以下の端数は切り捨てる。））以降の件数分について、障害児支援利用支援費（Ⅱ）又は継続障害児利用支援費（Ⅱ）を割り当て、それ以外の利用者について、障害児支援利用支援費（Ⅰ）又は継続障害児利用支援費（Ⅰ）を割り当てます。 なお、当該事業所が特定相談支援事業所も一体的に運営している場合は、特定相談支援事業所における利用者の契約日が新しいものから順に割り当て、その後に障害児相談支援事業所の利用者の契約日が新しいものから順に割り当てます。		報酬留意事項通知（児童）第四の1(3)
91 特別地域加算 障がい児	別に厚生労働大臣が定める地域に居住している障がい児に対して、障害児相談支援を行った場合に、特別地域加算として、１回につき所定単位数の100 分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 【厚生労働大臣が定める地域】 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域」（平成 24 年３月 30 日厚生労働省告示第 233 号）を参照ください。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 別表の１の注５
92 利用者負担上限額管理加算 障がい児	利用者負担額合計額の管理を行った場合に、１月につき 150 単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 別表の２の注
93 初回加算 障がい児	障害児相談支援事業者において、新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する場合は、１月につき 500 単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 別表の３の注１

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td></td><td>【厚生労働大臣が定める基準】
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
イ　新規に障害児支援利用計画を作成する障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合
ロ　障害児支援利用計画を作成する月の前6月間において、障害児通所支援又は障害福祉サービスを利用していない障害児相談支援対象保護者に対して指定障害児支援利用援助を行った場合</td><td></td><td>報酬留意事項通知（児童）第四の4</td></tr>
<tr><td></td><td>初回加算を算定する障害児相談支援事業者において、指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を障害児及びその家族に交付した日までの期間が3月を超える場合であって、当該指定障害児相談支援の利用に係る契約をした日から3月を経過する日以後に、月に2回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接した場合は、所定単位数に、500単位に当該面接をした月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数を加算していますか。</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>障がい児
告示
別表の3の注2</td></tr>
<tr><td></td><td>初回加算の取扱いについて、具体的には次のような場合に算定される。
⑴ 新規に障害児支援利用計画を作成する場合
⑵ 障害児相談支援対象保護者が障害児通所支援を利用する月の前6月間において障害児通所支援及び障害福祉サービスを利用していない場合
⑶ 指定障害児相談支援に係る契約をした日から障害児支援利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅に訪問し面接を行った場合
なお、上記⑶の要件を満たす場合については、その月分の初回加算に相当する額を加えた単位（所定単位数に当該面接を行った月の数（3を限度とする。）を乗じて得た単位数）を加算するものである。
ただし、初回加算の算定月から、前6月間において保育・教育等移行支援加算を算定している場合は、初回加算を算定できない。</td><td></td><td>報酬留意事項通知（児童）第四の4</td></tr>
<tr><td>94
主任相談支援専門員配置加算
障がい児</td><td>専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が別に厚生労働大臣が定める者（以下「主任相談支援専門員」という。）であるものとして市長に届け出た指定障害児相談支援事業所において、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に、1月につき100単位加算していますか。</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>障がい児
告示
別表の4の注</td></tr>
<tr><td></td><td>【厚生労働大臣が定める者】
相談支援従事者現任研修を修了した後、障害児相談支援又は相談支援の業務に3年以上従事した者であって、下表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたもの。
<table>
<tr><th>区分</th><th>科目</th><th>時間数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">講義</td><td>障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義</td><td>3</td></tr>
<tr><td>運営管理に関する講義</td><td>3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">講義及び演習</td><td>相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習</td><td>13</td></tr>
<tr><td>地域援助技術に関する講義及び演習</td><td>11</td></tr>
</table></td><td></td><td>平30年厚労省告示第116号</td></tr>
<tr><td></td><td>（1）　趣旨
当該加算の対象となる事業所は、相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が適切な指導を行うことができる体制が整備されていることが必要となる。
（2）　算定にあたっての留意事項</td><td></td><td>報酬留意事項通知（児童）第四の5</td></tr>
</table>

項目	点検のポイント	点検	根拠
	当該加算は、主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、当該障害児相談支援事業所の従業者又は当該事業所以外の障害児相談支援事業所、特定相談支援事業所及び一般相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施した場合に算定できるものである。 なお、ここでいう「研修を実施した場合」とは次に掲げるいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。 ア 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催 イ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施 ウ 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言 エ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への主任相談支援専門員の参加 (3) 手続 この加算を算定する場合は、研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。		
95 入院時情報連携加算 障がい児	障害児通所支援を利用する障がい児が、病院又は診療所に入院するに当たり、別に厚生労働大臣が定める基準（※）に従い、当該病院等の職員に対して、当該障がい児の心身の状況や生活環境等の障がい児に係る必要な情報を提供した場合は、次に掲げる区分に応じ、障がい児１人につき１月に１回を限度としてそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算していますか。 ただし、次に掲げる加算のいずれかの加算を算定している場合においては、当該加算以外の次に掲げる加算は算定しません。 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200 単位 ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100 単位	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示 別表の５の注
	※ 別に厚生労働大臣が定める基準 イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 病院又は診療所を訪問し、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。 ウ 入院時情報連携加算（Ⅱ） イ以外の方法により、当該病院等の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。		平 27 厚労省 告示第 181 号 三 報酬留意事項通知（児童）第四の 6(2)
	※ 「必要な情報」とは、具体的には、当該障害児及びその保護者の心身の状況（例えば障がいの程度や特性、疾患・病歴の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴など）、日常生活における障がい児の支援の有無やその具体的状況及びサービスの利用状況をいう。		報酬留意事項通知（児童）第四の 6(1)
	※ 情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX 等）等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 なお、情報提供の方法としては、サービス等利用計画等の活用が考えられます。		報酬留意事項通知（児童）第四の 6(3)
96 退院・退所加算 障がい児	下記に掲げる障がい児（※1）が退院、退所等をし、障がい児通所支援を利用する場合において、当該障がい児の退院、退所等に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、サービス等利用計画を作成し、障がい児通所支援の利用に関する調整を行った場合（同一の障がい児について、当該障がい児通所支援の利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、入所、入院、収容又は宿泊の期	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示別表の６の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	間中につき 3 回を限度として 200 単位を加算していますか（89 初回加算を算定する場合を除く）。		
	※1 ・ 児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に限る。）もしくは障害者支援施設に入所していた障がい児 ・ 病院等に入院していた障がい児 ・ 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 3 条に規定する刑事施設、少年院法第 3 条に規定する少年院もしくは更生保護事業法第 2 条第 7 項に規定する更生保護施設に収容されていた障がい児 ・ 法務省設置法第 15 条に規定する保護観察所に設置もしくは併設された宿泊施設もしくは更生保護法第 62 条第 3 項もしくは第 85 条第 3 項の規定による委託を受けた者が当該委託に係る同法第 62 条第 2 項の救護もしくは同法第 85 条第 1 項の更生緊急保護として利用させる宿泊施設（更生保護施設を除く。）に宿泊していた障がい児		
	※ 病院もしくは診療所又は児童福祉施設等へ入院、入所等をしていた障がい児が退院、退所し、障がい児通所支援を利用する場合において、当該障がい児の退院、退所に当たって、当該施設の職員と面談を行い、当該障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を得た上で、障害児支援利用計画を作成し、障害児通所支援の利用に関する調整を行い、障がい児通所支援の支給決定を受けた場合に加算するものです。ただし、初回加算を算定する場合、当該加算は算定できません。 ※ 障がい児及びその家族に関する必要な情報とは、入院時情報連携加算において具体的に掲げた内容に加え、入院、入所等の期間中に利用者に係る心身の状況の変化並びに退院、退所に当たって特に配慮等すべき事項の有無及びその内容をいいます。		報酬留意事項通知（児童）第四の 7(1)
	※ 算定に当たっての留意事項 退院・退所加算については、入院、入所等の期間中に実施した情報収集又は調整等に関して、当該利用者のサービス等利用計画の作成に係るサービス利用支援費の算定に併せて 3 回分を限度に加算を算定できるものです。		報酬留意事項通知（児童）第四の 7(2)
	※ 退院、退所する施設の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。		報酬留意事項通知（児童）第四の 7(3)
97 保育・教育等移行支援加算 障がい児	障害児相談支援事業者が、障害児が障害福祉サービス若しくは地域相談支援又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）を利用している期間において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ（1）から（3）までに掲げる単位数のうち該当した場合のもの（（1）から（3）までに掲げる場合のそれぞれについて 2 回を限度とする。）を合算した単位数を加算していますか。また、障害児が障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内において、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合に、1 月につきそれぞれ⑴から⑶までに掲げる単位数のうち該当した場合のものを合算した単位数を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示別表の 7 の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(1)　障害児が保育所、小学校その他の児童が集団生活を営む施設（以下「保育所等」という。）に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者の雇用の促進等に関する法律第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センター若しくは当該通常の事業所の事業主等（以下「障害者就業・生活支援センター等」という。）による支援を受けるに当たり、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等に対して、当該障害児の心身の状況等の当該障害児に係る必要な情報を提供し、当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等における当該障害児の支援内容の検討に協力する場合 100 単位	□いる □いない □該当なし	
	(2)　障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用されるに当たり、月に 2 回以上、当該障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 300 単位	いる いない 該当なし	
	(3)　障害児が保育所等に通い、又は通常の事業所に新たに雇用され、障害者就業・生活支援センター等による支援を受けるに当たり、当該障害児の心身の状況の確認及び支援内容の検討に係る当該保育所等又は障害者就業・生活支援センター等が開催する会議に参加する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） 300 単位	□いる □いない □該当なし	
	(1) 趣旨 当該加算は、これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、就学、進学する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、保育所、小学校、特別支援学校、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等（以下「関係機関」という。）へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討に協力する場合、居宅への月 2 回以上の訪問による面接を行った場合、関係機関が開催する会議への参加を行った場合のいずれかの場合において、所定単位数を加算する。 上記（1）の「必要な情報の提供」は文書（この目的のために作成した文書に限る）によるものをいう。 上記（1）の「支援内容の検討に協力する場合」とは、具体的には、関係機関の職員等が実施するアセスメントに同行することや、当該利用者に関する直近の障害児支援利用計画やモニタリング結果等を情報提供した上で、利用者の心身の状況、生活環境及びサービスの利用状況等を保育所等の職員等に対して説明を行った場合等をいう。 (2) 算定に当たっての留意事項 当該加算は、(1) 記載の場合、障害福祉サービス等を利用している期間においては、1 月につき上記（1）から（3）までのそれぞれに定める単位数（それぞれ 2 回を限度とする）を合算した単位数を加算し、障害福祉サービス等の利用を終了した日から起算して 6 月以内においては、1 月につきそれぞれに定める単位数を合算した単位数を加算する。 例えば、障害児相談支援対象保護者が小学校等に就学するにあたり、1 月に居宅を 2 回以上訪問し、面接を行いかつ、小学校等が開催する会議に参加する場合は、それぞれ所定単位を算定できる。 ただし、複数の関係機関が開催する会議が同一日に連続して一体的に開催される場合、算定回数は 1 回とする。 また、当該加算は、利用者が保育所等に通う場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合に算定できるものである。 ただし、障害児支援利用援助費、継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している月は、算		報酬留意事項通知（児童）第四の 8

項目	点検のポイント	点検	根拠
	定できない。 (3) 手続 ① 上記（1）を算定する場合は、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX 等）等について記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければならない。なお、情報提供の方法としては、障害児支援利用計画等の活用が考えられる。 ② 上記（2）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ③ 上記（3）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。		
98 医療・保育・教育機関等連携加算 障がい児	指定基準第 2 条第 3 項に規定する福祉サービス等（適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス）（障がい児通所支援及び障害福祉サービスを除く）を提供する機関の職員等と面談を行い、障がい児及びその家族に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に、障がい児 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 100 単位を加算していますか。 ※　次の要件をいずれも満たすものでなければなりません。 ア　障がい児が利用する病院、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障がい児の状態や支援方法の共有を行うことを目的に実施するものであるから、面談を実施することに限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること。 イ　連携先と面談するに当たっては、当該障がい児やその家族等も出席するよう努めること。 ※　算定に当たっての留意事項 当該加算は、89 初回加算を算定する場合又は 92 退院・退所加算を算定し、かつ、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定することができないものです。 ※　関係機関の職員と面談を行い情報の提供を受けた場合には、相手や面談日時、その内容の要旨及び障害児支援利用計画に反映されるべき内容に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。 ただし、作成した障害児支援利用計画等において、上記の記録すべき内容が明確にされている場合は、別途記録の作成を行う必要はありません。	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の 8 の注 報酬留意事項通知（児童）第四の 9(1) 報酬留意事項通知（児童）第四の 9（2） 報酬留意事項通知（児童）第四の 9(3)（第四の 7(3)準用）
99 集中支援加算 障がい児	障害児相談支援事業者が、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に、障害児 1 人につき 1 月に 1 回を限度として、それぞれ 300 単位を加算していますか。 (1) 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児相談支援対象保護者又は市町村等の求めに応じ、月に 2 回以上、当該障害児相談支援対象保護者に係る障害児の居宅を訪問し、当該障害児及びその家族に面接する場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） (2) サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障害児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、同号に規定する担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行う場合（障害児支援利用援助費又は継続障害児支援利用援助費を算定する月を除く。） (3) 福祉サービス等を提供する機関等（以下この(3)において「関係機関」という。）の求めに応じ、当該関係機関が開催する会議に参加し、障害児の障害福祉サービス等の利用について、関係	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の 9 の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	機関相互の連絡調整を行った場合（障害児支援利用援助費若しくは継続障害児支援利用援助費、入院時情報連携加算(Ⅰ)又は退院・退所加算を算定する月を除く。） (1)　趣旨 当該加算は計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月 2 回以上の居宅への訪問による面接を行った場合、サービス担当者会議を開催した場合、関係機関が開催する会議へ参加した場合に所定単位数を加算する。 ただし、当該加算は、緊急的、臨時的な取扱いであり、頻回に算定が必要となる利用者については、モニタリング頻度を改めて検証する必要があることに留意すること。 (2)　算定にあたっての留意事項 上記（1）の「障害児相談支援対象保護者又は市町村等」とは、利用者及びその家族、市町村、福祉サービス等の事業を行う者等をいう。 上記（2）の「サービス担当者会議」における会議の開催に当たっては、利用者やその家族も出席し、利用するサービスに対する意向等を確認しなければならない。 上記（3）の「福祉サービス等を提供する機関等」とは、障害福祉サービス事業者、一般相談支援事業者、障害児通所支援事業者、障害児入所施設、指定発達支援医療機関、病院、企業、地方自治体等をいう。 なお、福祉サービス等を提供する機関等からの求めに応じた会議参加については、保育・教育等移行支援加算における会議参加と会議の趣旨、つなぎ先等が同様で、保育・教育等移行支援加算を算定する場合、本加算は算定できないことに留意すること。 (3)　手続 ① 上記（1）を算定する場合は、面談日時、その内容の要旨に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ② 上記（2）を算定する場合は、サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。 ⑺ 上記（3）を算定する場合は、会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければならない。		報酬留意事項通知（児童）第四の 10
100 サービス担当者会議実施加算 障がい児	継続障害児支援利用援助を行うに当たり、サービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障がい児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者に対して、専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、障がい児 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 100 単位を加算していますか。 ※　継続障害児支援利用援助の実施時において、障がい児の居宅等を訪問し障がい児に面接することに加えて、障害児支援利用計画に位置づけた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、相談支援専門員が把握した障害児支援利用計画の実施状況（障がい児についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求め、障害児支援利用計画の変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に加算するものです。 ※　算定に当たっての留意事項 サービス担当者会議において検討した結果、障害児支援利用計画の変更を行った場合は、障がい児利用援助費を算定することとなるため、当該加算は算定できません。	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の 10 の注 報酬留意事項通知（児童）第四の 11(1) 報酬留意事項通知（児童）第四の 11 (2)

項目	点検のポイント	点検	根拠
	※　サービス担当者会議の出席者や開催日時、検討した内容の要旨及びそれを踏まえた対応方針に関する記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。		報酬留意事項通知（児童）第四の11(3)
101 サービス提供時モニタリング加算 障がい児	事業所が、当該事業所が障害児支援利用計画を作成した障がい児が利用する障がい児通所支援の提供現場を訪問することにより、障がい児通所支援の提供状況等を確認し、及び提供状況等を記録した場合に、障がい児1人につき1月に1回を限度として100単位を加算していますか。 ただし、相談支援専門員 1 人当たりの障がい児支援対象保護者の数が39を超える場合には、39を超える数については算定しません。	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の11の注
	※　継続障害児支援利用援助の実施時又はそれ以外の機会において、障害児支援利用計画に位置付けた障がい児通所支援を提供する事業所又は当該障害児通所支援の提供場所を訪問し、サービス提供場面を直接確認することにより、サービスの提供状況について詳細に把握し、確認結果の記録を作成した場合に加算するものです。 なお、サービス提供時のモニタリングを実施するにあたっては次のような事項を確認し、記録してください。 ア　障がい児通所支援の事業所等におけるサービスの提供状況 イ　サービス提供時の障がい児の状況 ウ　その他必要な事項		報酬留意事項通知（児童）第四の12(1)
	※　算定に当たっての留意事項 1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は、39件を限度とし、当該利用者が利用する障がい児通所支援事業所等の業務と兼務している場合であって、かつ当該事業所におけるサービス提供場面のみを確認した場合は、加算は算定できません。 ※　上記確認結果の記録を作成し、5年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提出しなければなりません。		報酬留意事項通知（児童）第四の12(2) 報酬留意事項通知（児童）第四の12(3)
102 行動障害支援体制加算 障がい児	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の12の注
	【厚生労働大臣が別に定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1名以上配置していること。 ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。		平27厚労省告示第181号四
	※　当該加算の対象となる事業所は、行動障害のある障がい児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、各都道府県が実施する強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、行動障害のある障がい児へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※　強度行動障害を有する障がい児の保護者から利用申込みがあった場合に、障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 ※　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。		報酬留意事項通知（児童）第四の13(1) 報酬留意事項通知（児童）第四の13(2)
103 要医療児者支援体	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、1月につき35単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の13の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
制加算 障がい児	【厚生労働大臣が別に定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第 78 条第 2 項に規定する地域生活支援事業として行われる研修(※)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 名以上配置していること。 ※　「地域生活支援事業として行われる研修」は、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限ります。 ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。		平 27 厚労省 告示第 181 号五 報酬留意事項通知（児童）第四の 14(2)（第四の 13(2)　準用）
	※　当該加算の対象となる事業所は、人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（以下「医療的ケア児等」という。）に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、医療的ケア児等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。 ※　「医療的ケア児等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-10 に定める医療的ケア児等コーディネーター養成研修等事業により行われる研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。 ※　医療的ケアが必要な障がい児の保護者から利用申込みがあった場合に、利用者の障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。 ※　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。		報酬留意事項通知（通知）第四の 14(1) 報酬留意事項通知（児童）第四の 13(2)準用）
104 精神障害者支援体制加算 障がい児	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所は、1 月につき 35 単位を加算していますか。	□いる □いない □該当なし	障がい児 告示別表の 14 の注
	【厚生労働大臣が別に定める基準】 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。 イ　障がい児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修(精神障がい者の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。)又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を 1 名以上配置していること。 ロ　イに規定する者を配置している旨を公表していること。		平 27 厚労省 告示第 181 号六
	※　当該加算の対象となる事業所は、精神科病院等に入院する障がい児及び地域において単身生活等をする精神障がいのある障がい児に対して、適切な障害児相談支援を実施するために、精神障がい者等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を 1 名以上配置し、精神障がい者等へ適切に対応できる体制が整備されていることが必要です。		報酬留意事項通知（児童）第四の 15(1)（報酬留意事項通知（児童）第四の 13(2)準用）

<table>
<tr><th>項目</th><th>点検のポイント</th><th>点検</th><th>根拠</th></tr>
<tr><td></td><td>※　「精神障がい者等の障がい特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1-17 に定める精神障害関係従事者養成研修事業もしくは精神障がい者支援の障がい特性と支援技法を学ぶ研修事業又は同通知の別紙 2 地域生活支援促進事業実施要綱別記 2-21 に定める精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業において行われる精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修その他これに準ずるものとして都道府県知事が認める研修をいいます。
※　精神障がいを有する障がい児の保護者から利用申込みがあった場合に、障がい特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。
※　この加算を算定する場合は、研修を修了した相談支援専門員を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があります。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>105
ピアサポート体制加算
障がい児</td><td>別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市長に届け出た障害児相談支援事業所において、指定障害児相談支援を行った場合に、1 月につき 100 単位を加算していますか。p
【厚生労働大臣が定める基準】
※次に掲げるいずれにも適合すること。
イ　地域生活支援事業として行われる研修(障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であって、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。
(一)　法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者
(二)　管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者
ロ　イに掲げる者のいずれかにより、当該指定障害児相談支援事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われていること。
ハ　イに掲げる者を配置している旨を公表していること。
施行日(令和 3 年 4 月 1 日)から令和 6 年 3 月 31 日までの間は、厚生労働大臣が定める基準第七号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同号の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>(1)</td><td>に限る。)</td><td>に限る。)又はこれに準ずるものとして市長が認める研修</td></tr>
<tr><td></td><td>次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。
(一)　法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者
(二)　管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者</td><td>法第 4 条第 1 項に規定する障害者又は障害者であったと市長が認める者を指定障害児相談支援事業所の従業者として常勤換算方法で 0.5 以上配置していること。</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td>者のいずれか</td><td>者</td></tr>
</table>
ピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で 0.5 以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者に対する配慮等に関する研修が年 1 回以上行われている場合に算定することが</td><td>□いる
□いない
□該当なし</td><td>障がい児告示別表の 15 の注
平 27 厚労省告示第 181 号七
令 3 厚労省告示第 87 号
報酬留意事項通知（児童）第四の 16）</td></tr>
</table>

項目	点検のポイント	点検	根拠
	できる。 ア 障害者又は障害者であったと市が認める者（以下「障害者等」という。） イ 管理者、相談支援専門員又はその他指定障害児相談支援に従事する者 なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所（自立生活援助事業所、地域移行支援事業所、地域定着支援事業所又は計画相談支援事業所に限る。）の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で 0.5 以上になる場合を含むものとする。 (1) 算定に当たっての留意事項 ア 研修の要件 「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙 1 地域生活支援事業実施要綱別記 1－17 に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。 なお、令和 6 年 3 月 31 日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。 （ア）市が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で 0.5 以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。 （イ）16のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。 この場合において、市が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。 また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。 イ 障害者等の確認方法 当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。 （ア）身体障害者 身体障害者手帳 （イ）知的障害者 ① 療育手帳 ② 療育手帳を有しない場合は、市が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。 （ウ）精神障害者 以下のいずれかの証書類により確認する（これらに限定されるものでは　ない。）。 ① 精神障害者保健福祉手帳 ② 精神障害を事由とする年金を現に受けていること又は受けていたことを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等） ③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類 ④ 自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る。） ⑤ 医師の診断書（原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること）　等 （エ）難病等対象者 医師の診断書、特定医療費（指定難病）受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等 （オ）その他市が認める書類又は確認方法		

項目	点検のポイント	点検	根拠
	(2) 手続 　当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を市へ届け出るとともに、体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。 　なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨（※）を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。 ※　ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうために公表するものである。		
106 地域生活支援拠点等相談強化加算 障がい児	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所が、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた障がい児（以下「要支援児」という。）が短期入所を利用する場合において、短期入所事業者に対して当該要支援児に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（※1）を行った場合には、当該要支援児１人につき１月に４回を限度として 700 単位を加算していますか。 ※1　現に当該要支援児が短期入所を利用していない場合にあっては、障害児支援利用計画の作成又は変更を含みます。 ※　厚生労働大臣が別に定める基準 　運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な機能として、地域の生活で生じる障がい児等やその家族の緊急事態において、迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所の活用により、地域における生活の安心感を担保することを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 ※　算定に当たっての留意事項 ・　当該加算は、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者障がい児の保護者からの要請に基づき、速やかに短期入所事業者に対して、当該要支援者に関する必要な情報の提供及び当該短期入所の利用に関する調整（以下「連絡・調整」という。）を行った場合、障がい児１人につき１月に４回を限度として加算するものです。 ・　他の障害児相談支援事業所において障害児相談支援を行っている障がい児等やその家族からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定できません。ただし、当該障害児が短期入所を含む障がい福祉サービス又は障がい児通所支援を利用していない場合においては、当該障がい児定相談支援事業所により障害児支援利用計画を作成した場合は、当該計画作成に係る障がい児支援利用援助費の算定に併せて算定できるものです。 ※　当該加算となる連絡・調整を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、連絡・調整を行った時刻及び地域生活支援拠点等相談強化加算の算定対象である旨を記録するものとします。 　なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の 16 の注 平 27 厚労省告示第 181 号七 報酬留意事項通知（児童）第四の 17 報酬留意事項通知（通知）第四の 17 報酬留意事項通知（児童）第四の 17
107 地域体制強化共同支援加算 障がい児	別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合しているものとして市に届け出た障害児相談支援事業所の計画相談支援専門員が、障がい児の保護者の同意を得て、障がい児に対して福祉サービス等（適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス）を提供する事業者のうちいずれか 3 者以上と共同して、在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法第 89 条	□いる □いない □該当なし	障がい児告示別表の 14 の注

項目	点検のポイント	点検	根拠
	の 3 第 1 項に規定する協議会に対し、文書により当該説明及び指導の内容等を報告した場合に、当該障がい児対して障がい児利用支援を行っている障害児相談支援事業所において、当該障がい児 1 人につき 1 月に 1 回を限度として 2,000 単位を加算していますか。 【厚生労働大臣が別に定める基準】 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。 ※　当該加算は、地域生活支援拠点等の必要な地域の体制作りの機能として、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を行うことを目的としています。当該加算対象事業所は、地域生活支援拠点等であることを十分に踏まえ、当該加算の趣旨に合致した適切な運用を図られるよう留意してください。 ※　算定に当たっての留意事項 ・　当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に対して、当該障害児相談支援事業所の相談支援専門員と福祉サービスを提供する事業者の職員等（以下「支援関係者」という。）が、会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明及び指導等の必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会等に報告を行った場合に算定するものです。 ・　当該加算は、支援が困難な障害児相談支援対象保護者に係る支援等を行う障害児相談支援事業所のみが算定できるものですが、当該障害児相談支援事業所の支援等に係る業務負担のみを評価するものではなく、その他の支援関係者の業務負担も評価する趣旨のものです。そのため、その他の支援関係者が支援等を行うに当たり要した費用については、当該障害児相談支援事業所が負担することが望ましいです。 ・　協議会等への報告の内容については、別途定めるものとする。 ※　当該加算の対象となる会議を行った場合は、別途定める内容を記録するものとします。 なお、作成した記録は 5 年間保存するとともに、市長等から求めがあった場合については、提供しなければなりません。 ＜参考＞ 「地域生活支援拠点等の体験利用支援加算及び地域体制強化共同支援加算に係る様式例の提示について」（平成 30 年 3 月 30 日付障障発 0330 第 3 号　厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）		平 27 厚労省 告示第 181 号八 報酬留意事項通知（児童）第四の 18 報酬留意事項通知（児童）第四の 18 報酬留意事項通知（児童）第四の 18